

会 报

第 58 号

国立大学協会

昭和 47 年 11 月

会 報

(第 58 号)

目 次

- 二十周年を迎え開学当時を偲ぶ……………平 勇 登…………(3)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(7)
 - (1) 理事会 (47.9.4) ……(7)
 - (2) 理事会 (47.10.6)……………(9)
 - (3) 第1常置委員会 (47.9.29)……………(14)
 - (4) 第2常置委員会 (47.10.27) ……(16)
 - (5) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(文部省主催) (47.10.2) ……(17)
 - (6) 大学卒業予定者就職問題懇談会
(文部省主催) (47.10.19)……………(19)
 - (7) 第4常置委員会 (47.10.6)……………(19)
 - (8) 第5常置委員会 (47.9.2) ……(21)
 - (9) 第5常置委員会 (47.9.14)……………(23)
 - (10) 第6常置委員会 (47.9.26)……………(25)
 - (11) 図書館特別委員会 (47.9.2) ……(27)
 - (12) 教養課程に関する特別委員会
(47.7.26)……………(28)
 - (13) 研究所特別委員会 (47.9.14)……………(30)
 - (14) 入試期特別委員会(47.10.28)……………(31)
 - (15) 教職員の厚生等に関する特別委員会
(47.10.23) ……(32)
 - (16) 入試調査特別委員会 (47.8.28)……………(32)
 - (17) 教員養成制度特別委員会
(47.10.20) ……(34)
 - (18) 大学運営協議会 (47.9.4) ……(36)
 - (19) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(47.8.19)……………(38)
 - (20) 大学運営協議会各研究部会合同会議
(47.9.1) ……(40)
2. 諸会合……………(41)

B 要望書

1. 昭和48年度予算に関する要望書
(47.10.6 理事会承認) ……(43)
2. 外国人教師の処遇等の改善に関する
要望書 (47.10.6 理事会承認) ……(44)
3. 大学図書館の振興についての昭和48
年度予算に関する要望書 (47.10.
6 理事会承認) ……(46)

C 資 料

1. 「全国共通第1次試験に関するまとめ」
についてのアンケート (照会)
(47.9.20)……………(51)
2. 大学卒業予定者のための就職推薦
選考開始時期等について (通知)
(47.10.28)……………(56)

D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について…(60)
2. 続教授への弔慰について……………(60)
3. 寄贈図書……………(60)
4. 窓
 - グラバー図譜編集あれこれ……………(59)
 - 地下資源の開発……………(61)
 - 能登半島海中農場に関する研究…(62)

二十周年を迎え開学当時を偲ぶ

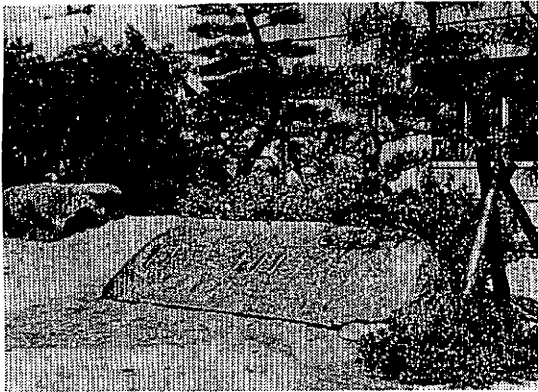
平 勇 登

神戸商船大学は、昭和27年5月、第72番目の国立大学として、議員立法により誕生いたしました。ほとんどの大学が政府提案によって設立されているのに比べますと、正に異常出産とも申すべきものでありますが、その後の肥立ちは極めて順調で、本年5月26日をもって満20才を迎え、洋々たる未来を有する青年に成長いたしました。

これは、商船大学自らの生きようという力と、政府の適切な施策、海運会社を始めとする諸企業の理解援助ならびに同窓各位の暖かいご支援等、ご関係各位のご恩の賜物と感謝いたしております。

かかる意味におきまして、本年は開学20周年記念式典を挙げて開学を祝し、謙虚な反省と将来への展望をなし得ましたことを喜んでおります。

今回、会報に投稿のお鉢が廻ってきたのも何かのご縁と、設立促進運動以来20余年の歩みを共にしてきた者として開学当時を偲んでみました。



20周年記念シンボルゾーン

ここ深江（大学所在地）の地に、商船教育が始められたのは、今を去る55年前、大正6年に創立された私立川崎商船学校を始めとし、大正9年にこれが官立神戸高等商船学校となり昭和20年4月東京・清水と共に3高等商船学校が清水に統合された後は、海技専門学院として船員の再教育を行ないつつ神戸商船大学誕生の基をなしてきました。

かかる観点からすれば、深江学園の歴史は、順風満帆というよりは、むしろ波乱に満ちたものでありましょう。

世の変遷につれて、教育制度も大きく変わり、幾多の困難と試練に見舞われながら、各時代を通じて海への指向に終始し、東の東京商船大学と共に、わが国商船教育および海事研究の中心的存在として幾千の人材を広く社会に送り、近代日本の興隆と発展に大きく貢献してきたと申しても過言ではないと信じております。

一つの国立大学が議員立法によって誕生したということは空前のことであり、予備費1億円によって開設されたということもまた絶後のことであろうと思っております。

「神戸商船大学」を文字にしてみれば、たった6文字、これを書いた看板ともなれば片手でも立てられますが、これが天下に公認されて深江の門柱に掛けられるまでの経過を綴るとすれば幾千の文字を要するでありましょう。

また、この看板を掲げるため関係者の総力を挙げてもなかなか挙がらず、予算編成期においては全く絶望視され、予備費をもって漸く開学に至った当時は顧みるとき、一枚の看板また千金の重さというべきでしょう。

思えば終戦後、この深江の教育施設は、船員の再教育機関として残ったものの、再度にわたる爆撃のためほとんど焼失し瓦礫の山でありました。私たちは、この中から祖国の復興は海運の復興から、海運の復興は深江の復興からを合言葉として、この復興整備をなしつつ商船大学設立の構想を持ち続けて参りました。

設立促進の運動が具体化しましたのは、昭和26年2月以降であります。有難いことに、兵庫県・神戸市・神戸商工会議所・全日本海員組合・海洋会等が母体となって促進連盟が結成され、これに深江出身の卒業生・教職員一同が一体となって強力に運動したことが原動力となって国会でとり上げられ、政府を動かす目的を達することができました。

政府提案にできなかった理由としてはいろいろありますが、その一つは、大学設置認可申請書ができたのが9月末で、これは政府の概算要求の時期をすでに過ぎていたこと、その上に当時の私たちの運動は、海技専門学院（運輸省所管）を昇格して新人教育のための神戸商船大学を設立することでありました。

新人教育のためには、所管は文部省でなければならず、このためには大学設置認可申請書を運輸大臣に上申し、この了解のうえで文部大臣に手渡していただくのが筋でありましたが、これが最大の難関であったこと。と申しますのは、運輸省としては、当時大学程度の教育機関として唯一の海技専門学院を文部省に移管することは、省を挙げて反対であり、これまで育ててきた親に弓を引くとは何かと責められ、思い悩んだこともありましたが、その立場の人からは当然のことであったと思えます。

その二は、終戦後かつての専門学校はすべて新制大学となったため、国立大学だけでも71もあり、今後は、大学の数はこれ以上増やさないと閣議決定の線があるため、文部省としては積極的にとり上げられないのみか、現在の大学でさえも整備されてないのが多いときに、震災孤児がまた1人増えることには消極的にならざるを得なかったこと。すなわち、運輸省も文部省も相手にしてくれなかったことが最大の理由であります。しかし、悲観材料の多い中で祖国復興のための船腹増強を望む声は次第に高まりつつあり、この天の時を生かして神戸に商船大学を置くことを船員教育委員会でも決議いたしておりましたし、私たちが船は、どのような優秀な船でも6ヵ月から1年かかれば新造できるが、これを運航する高級技術者の育成は、最低10年の年数を要する、したがって、開学が1年遅れることは、国家百年のため悔を千載に残すことになり、このためには27年度の開学でなければ、ということを再確認いたしました。

かかる四囲の情勢を検討の結果、政府提案が望み得ないとすれば政治的解決以外に道はないものと、時の自由党に持ち込みましたが、これには地元の国会議員を始め、国会の文部委員会の先生方が政治生命を賭けても神戸商船大学を創立しようという大局を見る識見が、超党派の議員立法という形になり、政府も理解されて予備費1億1千万円をもって設立されたのが本学であります。

このように申し上げれば、極めて順調にきたように聞こえかもしれませんが、本学の誕生までには山また山、幾多の難関が踵を接し、一時は絶望視された時もありました。

これらを克服して、よく初志を貫徹できましたのは、天然資源に乏しい海洋国家であるわが国が生き残るためには、貿易と海運をおいて他に道はなく、海運の一翼を担うための本学の必然性に対しては、何人も是認するところであり、これを阻止せんとする力に対しては、更に結束を固めて強い信念と人の和をもって運動を続けた結果であったと思います。

苦しい思い出の中から、二、三を拾ってみますと、予備費から1億円出す、ということで創設費のめどはつき、議員立法で国会提出の方針は決まりましたが、その前に閣議の了解を得なければならない、時の吉田総理は世にいうワンマンであります。しかも総理は、持論として現在の大学は数が多過ぎるから、これを整理統合すべきだとし、神戸商船大学の開設は、27年度は見送ることに年末の閣議で決定しております。（この時には、調査費10万円が予算計上されていたに過ぎない。）これを覆して27年度から開設するように総理の了解を得ることは、難事中の難事として誰もが敬遠して話しに行こうとはしません。そのうちに国会の会期は迫り、衆議院よりもうるさい参議院対策はこれから、というのに閣議決定の変更はおろか、総理の耳にも届かないで、徒らに日数を重ねていった頃など夜も寝られず、ただ祈るような気持でありました。

結局大磯には、長老の一人が行かれましたが、吉田総理は海運に深い理解があり、船にも関心を持っておられましたので、神戸高等商船学校も覚えておられ、その学校の後身なら創ってもよいと云われたことが一つの国立大学が誕生することになりましたが、あの時に総理の虫の居所が悪く、駄目だと云われたら、これまでの運動はすべて水泡に帰し、後はどうなっていたらと思うと、20年経た今でも肌身が寒くなります。と同時に、学校の歴史と伝統が、いかに尊く大切なものであるかということ、今更の如く強く感じているものであります。

もう一つは、地元負担の問題であります。神戸商船大学設立促進連盟は、兵庫県・神戸市の地元が母体となって運動を進めました。初めは、地元負担5千万円ということでありましたので、その程度ならやむを得ないと覚悟はできておりましたが、現地で国会さながらの文部小委員会が開かれ、文部省からは大学にするためにはこの施設の上に、更に3億円の予算を要するが、半額を地元で負担できるかどうかという質問が出ました。3億円と聞いて地元関係者は色を失い、県・市とも財政難を理由に弱音ばかりを吐かれたのには、全く面目なく思いました。「国が設立することに決まれば、地元は喜んで協力する。国立の大学だから早く国の態度を決めてほしい。そのために一日も早く現地視察をしてほしい。」というわれわれの言葉を信じて国会の先生方は地元まで来られたのに、来て見ればこの有様、その後、文部省は詳細に検討した結果、更に1億円を追加し4億円の予算がなければ大学昇格はできない意見が出され、県・市はいよいよ慌てて、文部省の真意を疑い始めたのもその頃であります。しかし、文部委員の先生方は、神経太く「文部省が4億円といっても大蔵省は、その半分程度しか予算は出さないのだから心配もあるまい。」といて地元をなだめておられたのが一つの救いでありました。

ところが、その大蔵省がどういう風の吹回しか4億円をそのまま丸呑みしたことには、文部省始め関係者一同、唯啞然とするばかりでありました。この4億円の決定は、本学には誠に有難いことでありました。国立大学で一番若い大学でありながら、施設・設備も早く充実し、殊に他大学に類を見ないような鉄筋4階建の学生寮が真先に完成しましたのもこの地元負担のお蔭であることを忘れず、これからますます地元との関係を深めて、開かれた大学としてご恩返しをいたしたく思っております。

人生には、時にこのようなことがあります。前進する場合抵抗のあるのは必然で、抵抗の大きい程前進のための大馬力を要し、仕事量も大きいのは当然であります。当時4億円という予算は、正しい計算の上に立てられた有難い数字であったとしても、正に毒餿頭にも思われ、文部省の真意をはかりかねました。

生む以上は、丈夫な肥立ちのよい赤ん坊にしようという親心でありましたが、一時でも恨みがましい気持を持ったことが、恥ずかしく思われますと同時に、反対意見を尊重することは、自己を向上させる貴重なものであることを体得できましたのも有難いことでもあります。

このほかに、近代美術館の二重予算が発見され、文部委員の方々が与党ではあります。政府原案の修正を迫り、遂に予備費から1億円出すということで解決したことなど書きたいのですが、紙数に限りがありますので割愛いたします。

神戸商船大学の設立経緯を、この短かい促進運動だけにしぼることは当を得たものでなく、その準備は終戦後間もなく始められたものであり、更に淵源を求めれば、深江学園創立の昔にさかのぼることになります。

ローマは決して一日にしてできあがったものでないことを噛みしめつつ、先人の徳を称え、自己反省の資といたしております。

開学当時、学生定員120名、教職員60名でありました本学は、20周年を迎え、学生定員は200名となり、教職員定員も184名と3倍以上になりました。

海洋を通じての物資輸送、文化の交流というこれまでの使命に加え、明日の人類生存のため海洋開発と海洋汚損に対する研究が、海の大学を自負する者の当然の務として目前に迫っている時、終戦当時のあの不自由の中で、あの陣容で、焼野原から一大学を創立した力を思い起し、今日このように整備された施設で、若い方々が、20年後の夢を持たれ、困難を恐れず、むしろ困難に対して喜んで立ち向かう闘志をもって、大学全体としての見定められた方向に対し、一致協力のもと、社会・人類に貢献しうる大きな業績を残されるようご努力をお願いいたします。

私は、この大きい歴史の流れにおいて、われ何をなすべきかを考え、若い人の踏台になりうれば、幸いと思っております。

学園が平和で、人の和を得られている毎日に感謝しつつ、学長としての生き甲斐を感じておりますが、これも小さい大学の得の一つでありましょうか。

(筆者 神戸商船大学長)

A 事業報告

1. 諸会議議事要録

(1) 理事会議事要録

日時 昭和47年9月4日(月)

午前9時30分～午前10時10分

午後3時30分～午後4時10分

場所 学士会分館 6号室

出席者 加藤会長

前田副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 石田,
宮島, 加藤(六), 都留, 今西, 釜洞,
井上, 谷口, 飯島, 北村, 池田, 田
中, 中村各理事

谷田第2常置委員長

広根第3常置委員長

後藤第5常置委員長

藤岡監事

加藤会長主宰のもとに開会。

議事に先だって、会長より、前理事会以後の理事の交替について、つぎのとおり報告と紹介があった。

大学名	旧理事	新理事
埼玉大学	和達 清夫 (副会長)	石田 寿老 (事務取扱)
三重大学	岩本 喜一 (事務取扱)	榊原 慎吾 (事務取扱)

議事

1. 副会長の選出について

和達副会長の退任に伴い、会則により後任者を理事の互選によって選出することとした。

初めに、事務局長より、別紙配布資料「副会長選出について」によって投票方法の説明があり、了承されて、投票の結果、つぎのとおり決定した。

第1回は、単記無記名により投票(大学名)
出席者17名、投票数17票

開票の結果、過半数得票者がなかったの
で、上位2名につき第2回目の投票(出席
者、投票数第1回と同数)の結果、加藤理事
(東京工業大学長)が得票多数をもって副会
長に互選された。

2. 「大学図書館の振興についての昭和48年度 予算に関する要望書」の提出について

谷口図書館特別委員会委員長より、予て総
会の了承を得て検討中であった標記の要望書
ができ上がったので、関係省庁へ提出したいと
要望書の趣旨と内容について説明(口頭)があ
って、了承され、9月14日谷口委員長、谷
田、今井各委員、丁子事務局長が同道の
上、要望書を関係方面へ提出することとし
た。(注)のち10月9日提出に変更された。

3. 国立大学入試改善調査研究委託費について

このことについては、前田入試調査特別委
員長より、本日運営協議会の会議終了後、午
後4時頃から5時頃まで今般文部省で昭和48
年度予算として計上された「国立大学入試改
善調査研究委託費」に関する5,000万円の予
算措置について文部省側から説明をして、意
見の交換を行ないたいと申越しがあつたの
で、そのあと引続き理事会を開かれたいと発
言があつて、了承された。

ついで、8月28日の入試調査特別委員会

で、この問題に関してつぎの点について討議された状況報告があった。

- ① いわゆる〇×式で電子計算機を使用して採点できるようなよい問題が出来るかどうか、今後専門委員会で研究する必要がある。
- ② 委員会としては、この調査研究委託費を受け取ると、文部省の方針に忤づけられる心配もあるが、本年この研究調査費を断われば、少なくとも1年間予算は見送られることになり、今後の研究調査に支障を生ずるおそれもある。今回はまず、一応受け取っておき、その上で今後の措置を考えたらどうかという意向が強かった。
- ③ 文部省で考えられている、入試改善の研究調査に配当される人員については、入試調査の共同利用調査センターを設けて、そこに配当したらどうかとの意見があった。しかし、この場合の定員は文部省側の考えている教官は無理であって、事務職員ならば差し支えないのではないかとの意見であった。

大体委員会の意見は上記のようであり、このことは一応文部省側へ伝えてあると報告があり、午前の理事会を閉じた。(午前10時10分)

(午後3時30分再開)

初めに、前田入試調査特別委員会委員長より、「全国共通第1次試験」については、未だ検討中の段階であり、その実施の可否についても未決定であり、近日今までの検討の結果をまとめて各大学の意見を求めることになっていると検討状況について説明があった。ついで、今回文部省から示された入試方法改善のための予算についてつぎのとおり説明が

あった。

- ① 過日文部省より、8月中に予算の概算要求をきめることになっているので、早急に大学側(国立大学協会)の諾否をきめてほしいとの連絡があったので、その際会長より国大協では目下検討中の問題であり、早急の回答は困難である事情を説明しておいた。
- ② 文部省より示された入試改善に関する研究調査のための配当人員について入試調査特別委員会では、専門委員会をつくってその委員長の所属している大学に配当することはどうかという意見があった。
- ③ 文部省では、明年度から入試の改善を試行してほしいという考えであるようだが、当委員会としては、目下のところそこまでは考えていない。

以上で、前田入試調査特別委員長の検討状況の報告は一応終り、その後午後4時から文部省側の説明をきき、意見の交換を行なうこととした。

ついで、午後3時50分より、入試方法改善に関する予算問題について文部省の説明をきき、終了後会長、両副会長、谷田第2常置委員会委員長に入試改善に関する予算について、さらに文部省と話し合いを行ない、何等かの結論を得よう一任された。

4. 外国人教師の待遇改善についての要望書提出について

後藤第5常置委員長より、標記のことについて、来年度予算の概算要求に間に合うよう、至急要望書を提出したいので、予め了承を得たいと要望項目の内容について説明があり、了承された。

(2) 理事会議事要録

日時 昭和47年10月6日(金)午後1時～午後4時

場所 国立教育会館第4会議室(5階)

出席者 加藤会長

前田, 加藤(六)各副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 石田,

宮島, 都留, 芦田, 今西, 榊原, 釜

洞, 飯島, 北村, 池田, 中村各理事

谷田第2常置委員長

広根第3常置委員長

後藤第5常置委員長

藤岡, 戸田各監事

加藤会長主宰のもとに開会。

議事に先だって、会長より副会長の交替について、つぎのとおり報告と紹介があった。

(旧) 副会長 埼玉大学 和達 清夫

(新) 副会長 東京工業大学 加藤 六美

ついで、事務局から会議資料の説明があり、前回理事会(9月4日)議事要録の朗読は省略し、本日は理事会終了後記者会見がある旨の説明があったのち、議事に入った。

I 会務報告

会長より、前回理事会(47. 9. 4)以後の主要事項について、つぎのとおり報告があって、追認、了承された。

(1) 大学改革の問題点に関するアンケートについて

本年6月開催の総会の決議により行なうことになった大学改革の第3次調査研究については、その後、大学運営協議会の各研究部会において大学改革の問題点に関するアンケートについて検討中であつたが、去る9月4日の大学運営協議会において成案

を決定し、去る9月13日付をもって各大学長にアンケートを行なった。

なお、このアンケート作成については、研究部会19回、研究部会合同会議4回を開催して、夜おそくまで審議し、泊りこみを行なうなど各部会長初め各委員のご努力に対してこの機会に厚くお礼を申しあげる。

さらに、このアンケートは、来たる11月20日までに各大学の意見を求め、それ等の意見にもとづいて各研究部会において「大学改革に関する調査研究報告書」を立案する予定であるのでご了承を願いたい。

(2) 教養課程に関する実情調査報告書について

かねて教養課程に関する特別委員会においては、一般教育、外国語教育ならびに保健体育に関してそれぞれ小委員会を設け昨年以来各大学にアンケートしてその実情調査を行なって来たが、このほどようやく全体のとりまとめが完了したので、目下印刷中であり、近く刊行される予定であるが、これは従来望まれていて実施されていなかったそれぞれの実情を網羅した大部のものであり、今後の各大学の重要な参考資料となるものと思われる。詳細については後刻委員長からご報告があることと思う。

(3) 文部大臣との懇談について

去る8月7日ならびに9月4日の2回にわたり、稲葉文部大臣、内海政務次官、村山事務次官を中心に文部省幹部と加藤会長、前田・加藤両副会長、宮島理事、都留理事、清水医学教育に関する特別委員長および鶴田事務局長が出席して共通第1次入試その他当面する諸問題について懇談を行なった。

(4) 大学基準協会との懇談について

去る8月21日大学基準協会主催の同協会作業にかかわる「大学入学試験制度改革に関する報告」の説明会に、当協会から谷田第2常置委員長、川村入試調査特別委員会委員および鶴田事務局長が出席して基準協会案を中心に入試問題について懇談を行った。

(5) 日教組大学部会との会見について

去る7月15日、日教組大学部会よりの申し入れにより、畠山部長その他と加藤会長、加藤(六)第6常置委員長ならびに鶴田事務局長が面談し、主として教職員の待遇改善ならびに入試改善の問題等について意見交換を行なった。

(6) ドイツとの国際交流について

このことについては、第5常置委員会にご検討をお願いしたので、後刻その経過について、第5常置委員長よりご報告願いたい。

II 協 議

(1) 要望書について

(ア) 昭和48年度予算に関する要望書

昭和48年度予算に関する要望書については、前総会において、作業ならびに提出の時期について会長および第6常置委員会に一任されていたが、このたびその案を得たので、本日理事会のご承認を得れば関係方面に提出したい。

(イ) 第5常置委員会関係ならびに図書館に関する要望書

なお、さきに前回の理事会においてご了承を得た第5常置委員会関係ならびに図書館に関する要望書についてはこの度その成案を得たので、本日理事会のご承

認を得れば関係方面に提出したい。

以上の関係各要望書については委員長および委員長代理よりそれぞれ説明があつて、いずれも承認された。

(2) 全国共通第1次入試について

かねて当協会入試調査特別委員会においては、全国立大学における共通第1次試験の可否、方法の検討を行なつて来たが、先般これまでの討議の結果をとりまとめ、これに関するアンケートを各大学長宛ご照会したので何分のご協力を願いたい。(C資料の項参照)

については、これに要する調査研究のための経費を文部省が昭和48年度予算に計上することになったが、そのいきさつについては前回の理事会において文部省より説明があり、今後の協議を会長、両副会長ならびに谷田第2常置委員長に委ねられていた。

その後去る9月6日文部省より木田大学学術局長、安養寺審議官、大崎大学課長の出席を得て、会長、両副会長、谷田委員長ならびに鶴田事務局長とが詳細にわたり意見の交換を行なった結果一応の了解に達したのでこの旨をご報告する。なお、詳細については後刻前田委員長よりご報告を願ひ、これについて改めてご意見を伺いたい。

(3) 第51回総会日程について

来たる11月28日(火)同29日(水)開催の第51回総会は別紙日程により運営してよろしいかと諮り、承認された。

(4) 特別委員会委員等の選任について

副会長の交替その他学長の交替に伴う特別委員会委員の選任ならびに欠員中の第6常置委員会の教員委員の選任について諮り

承認された。

(5) 各委員会委員長報告と協議

会長より、前総会以後の各委員会の審議状況ならびに総会での報告および協議事項について順次報告を願いたい旨述べられ、各委員長よりつぎのとおり報告があり、それぞれについて協議が行なわれた。

○ 第1常置委員会

(1) 大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」（報告）について

(事務局長説明)

大学基準分科会から大学院および学位制度の問題についての中間報告を出しているが、文部省ではこれに対して11月頃までに見解をまとめる意向である。ついでには国大協にもそれまでに意見をまとめる必要があると思うので、専門委員を増やし至急に検討を進め、これに対する意見をとりまとめる段階になっている。

(2) 格差是正問題について（藤岡小委員長報告）

この問題については、小委員会において各大学の実情を調査しているが、各大学の事情が異なり、同じ性格の学部でも講座制と学科目制とで違いがある。できれば同じ類型の学部はなるべく同じ内容にしたいという方向に検討を進めているが、次回の総会までに結論を出すまでにはいたっていない。

○ 第2常置委員会（谷田委員長報告）

入試の際の調査書の取扱いについてのアンケートを願ったところ66大学から回答があった。これから内容を検討してとりまとめ、総

会にはおおよその報告をしたい。

○ 第3常置委員会（広根委員長報告）

(1) 教官と学生のコミュニケーションの実情調査について

この問題については、正課の授業や演習において教官と学生のコミュニケーションがあるのは当然のことであるが、その他の課外活動、大学の広報などの場にもある。

さきにお願ひしたアンケートは各大学の実情を調査して参考に供しようとするものであるが、その第1回の検討を終り、ついで第2回の検討に入っている段階である。11月の総会には、完全な報告はできないが、何等かの形である程度まとまった報告をしたい。

(2) 学生の就職問題懇談会について、（事務局長報告）

学生の来年度の就職問題について、国大協を含めての8団体の懇談会がひらかれた。このことについては毎年申し合わせをしているが、青田刈が激しくなっているので、昨年と同じように申し合わせをするだけでは効果がないため、昭和45年に出した声明書のようなものを年内に出すこと。また、中学校、高等学校においても同様に青田刈がひどくなっているので、労働省では職業安定所を指導して青田刈をなくしようとしており、文部省にも呼びかけてきている由である。懇談会においては①文部省・労働省一体となつて強力に進める必要がある。②声明書を出すについては、日経連の他に商工会議所・経団連・経済同友会も加えて企業側がなるべく拘束を受けるものにしてほしい。ということであった。

○ 第4常置委員会（池田委員長報告）

(1) 地区共同利用研修施設および保健管理センター充実と増強について

この問題については、6月の総会において要望書提出が承認され、関係各方面に提出したが、別紙資料4「昭和48年度予算に関する要望書」の中にもこれらの項目をもちり込み重ねて要望されている。

(2) 学生災害補償の問題について

本委員会ではかねてから正課中に起きた学生の災害補償問題について検討を進めている。実際に該当する学生の数は少ないけれど現実には災害の起きた各大学では非常に困っている問題であって、治療費ならびに不具廃疾・死亡など後遺症を残した場合の補償という問題を含めて、原則的には国家賠償・国家補償の形にもってゆく原理が成立つかどうか、または一部を自己負担とする共済制度の方法で国家の補助を受けるという2本建の方法で解決してゆくか、いまのところ明確に一致した結論はでない。今後の検討を進めるうえでの資料も十分なものがないので各大学でどの程度の災害が起きているのかその実態をアンケートによって調査したいと考えているので了承されたい旨を諮られ、了承された。

○ 第5常置委員会

ドイツとの学術交流について

会長よりこのことについては、第5常置委員会に検討をお願いしてあるが、別紙資料の概略は、ドイツのRektorenkonferenzが国立大学協会の海外交流関係者（たとえば第5常置委員会の委員・専門委員）の中から6人ぐらいドイツの大学の視察に招待する意向にある。その詳細はわからないが、10月9日にRektorenkonferenzの前会長 Rumpf 氏が来

日するので、そのときにはっきりした内容を聞きたいと思っている。なお第5常置委員会ではこれを受け入れてもよいということであったので Schulte 教授にはそのことを受ける用意がある旨を手紙で伝えておいたと述べられた。つづいて、後藤第5常置委員長よりこのことについて第5常置委員会で検討したところ、Rektorenkonferenz のこのような計画は望ましいことで、日本の大学から視察団を招待してくれることであれば、それに対して後でお返しをすることも必要であるから、そのことを文部省の高等教育計画課長に話したところ何等かの方法が考えられるのではなかろうかということであった。つぎにドイツから招く場合 Rektorenkonferenz と交渉をする日本側の機関はどこにするかということについて第5常置委員会では学術振興会が適当ではなかろうかということであった。しかし近く Rumpf 氏が来日するのでその際に事情を聞いたうえで再検討したいということであった。

○ 第6常置委員会

加藤（六）前第6常置委員長（副会長）より、第6常置委員長は都留一橋大学長と交替したが、まだ事務引継をしていない旨を述べ、つづいて、第6常置委員会では教員の待遇改善など当面の問題について要望してきた。また、今回は48年度予算について要望書を提出することとした。

次に、昨年から要望してきた「教員等待遇改善研究調査会」の設置についての国大協の要望も入れられ、本年から文部省に「教員等待遇改善研究調査会」が設けられたので、国大協としても教員等の待遇改善についての抜本的な改革案を作ってこの調査会に反映でき

るように提出したい。この調査会においては、第1回は各委員の自由討議第2回は人事院の給与局長から教官の給与についての人事院の考え方をきく。第3回は職組の話しを聴取する予定になっている。なお、次回からは大学部会と小・中・高校部会に分かれて抜本的改善の原案を作りそれを全体の調査会において検討するという審議状況であると文部省の調査会の検討状況について報告があった。

第6常置委員会においては、高梨専門委員を主査にして専門委員を増員し小委員会を設けて教官の待遇改善に関する抜本的政策の原案作成についての検討をすることとした旨の報告があった。

○ 教養課程に関する特別委員会（今西委員長報告）

本委員会においては、一般教養、外国語教育ならびに保健体育に関してそれぞれ小委員会を設け、昨年以來各大学にアンケートして、その実情調査を行ってきた。このほどその結果のとりまとめができ、目下印刷中であるので、でき次第各大学に送付する予定になっているので各大学で参考としてほしいと報告があった。

○ 入試調査特別委員会（前田委員長報告）

委員長より、つぎのとおり検討状況について報告説明があった。

本特別委員会は、設置以來今日まで18回の委員会・小委員会を開き、全国共通第1次試験に関する問題につき審議してきたが、その基本構想・利用方法・共通第1次試験成績を用いることの利点・今後の方策などについて、別紙資料7-1のとおり「全国共通第1次試験に関するまとめ」を中間的に作成し

た。

この「まとめ」は、今後検討を要する点を多く含んでおり、なお、検討を継続する必要があるものであるが、この段階で、各大学・学部からの意見を聞くことが適当と考え、アンケートをとることとした。

○ 入試期特別委員会（事務局長報告）

事務局長より、本委員会は和達前委員長が辞められたあと空席になっておる。従来、委員長は互選ということになっているので文書をもってその互選をお願いしているので、委員長が決まり次第委員会を再開してご審議をお願いすることになっている。なお、試験期日繰り上げについての意見はアンケートを各大学をお願いして大部分の大学から回答が集まったが、未提出の大学も若干あるので至急回答を願いたいと述べられた。

○ 教員養成特別委員会（飯島委員長報告）

委員長より、つぎのとおり報告があった。

本特別委員会においては、前総会において了承を得た「教員養成制度に関する調査研究報告書（案）」を各大学へ送付し、これに対する各大学の意見を伺っているが未回答の大学は至急回答を願いたい。10月20日に特別委員会を開くので、それまで小委員の方で問題点を整理しておいて同日の特別委員会において審議する予定である。

委員会としては、原文を修正するところがあれば修正し、原文修正だけでは各大学の意見がわかりにくい点は更に附属文書として書き加える方法で国立大学全体のこの問題に対する意見をまとめたいと考えている。11月の総会にはできれば案ではなくて教員養成特別委員会の報告書として提出したい。これらの作業が終わったところで、今後の検討の進め方

を決めるが、なおこの外に当面の問題として

- (1) いわゆる師範大学構想の問題
- (2) 教員養成学部または教員養成大学における大学院の問題

の二つの問題があるが、これらの問題については来年度の予算案が決まらない前に意見をまとめる必要があると思うので、なるべくその前に一応の意見のとりまとめをしたい。

○ 研究所特別委員会（加藤委員長報告）

本委員会においては専門委員を増員し専門委員会あるいは研究所特別委員会を開いてようやく一応の基本的な考え方をまとめることができる段階になった。研究所には共同利用研究所、附置研究所および研究施設があってそれぞれの特長がある。また、国大協として考える場合に問題になるのは研究所のある大学は22大学で、国立大学の約3分の1である。このような特異の問題のあることも考えながら本委員会では検討を進めて整理してゆくことが必要である。本委員会としては、差当り研究所がもっている問題ならびに近い将来にもつであらうと思われる問題にしばって今後の作業を進め要望書のようなものを作成したい。なお今後の作業を進める問題点を

- (1) 研究所を大学に置く意義
- (2) 附置研および共同利用研の管理組織上の位置づけ
- (3) 附置研究所と学部との協力関係
- (4) 大学院教育に対する附置研のあり方
- (5) 研究交流の意義と方法

(6) 研究所の機能向上のための緊急課題の六項目にまとめてそのなかで具体的な肉付けをする方向で検討することになっている。

- (6) その他

○ 放送大学の構想について

加藤内副会長より、放送大学に関する調査委員会における審議経過につきつぎのとおりその主な論点の説明があった。

① 設置形態をどうするか

過去3年間にわたって調査研究が進められようやくその形ができつつあり、ラジオはすでに実験放送をはじめており、テレビは11月中からはじめることになっている。

② 設置目的

この放送大学の設置には相当の投資が必要であるが、そのような投資を行なう意義はどこにあるのか。またどういう人を学生として対象にするのか。

③ 通信教育協会から、業務内容が同じではないか。という問題提起があった。しかしこれについては、通信教育は従来の大学教育を通信によって行なうものであり、この放送大学は従来の大学と違った新しい教育を行なうものであって、通信教育と競合するものではない。という結論になり、具体的な教育コースの内容について小委員会を設けて検討することになっている。

④ 放送大学という名称が適当ではない。たとえば公開大学あるいは国民大学という名称にしてはどうか。

以上で本日の理事会を閉じた。

(3) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和47年9月29日（金）午後1時～午後5時

場所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

船山、桑原、藤岡、山田、岸田、戸

田，小池各委員

下沢，柿内，綿貫，渡部，福与，安盛，高田各専門委員

宮島委員長主宰のもとに開会。

・ 前回（6月20日）委員会の議事要録を朗読し，承認され，つづいて委員長より，①格差是正の問題については，藤岡委員を委員長とする小委員会において検討中である。②大学院の問題（大学設置審議会大学基準分科会「大学院および学位制度に関する専門委員会の審議の概況について」の報告に対する意見）については，9月末頃までに各委員の所属する大学の意見を持ち寄り検討することになっているので，後でこの問題についても検討願いたい。③併設短大および第2部の問題については，いずれご検討願うことにする。④格差是正の問題は，第2研究部会でも審議中であるが，これに関連して新講座制の問題を詰めるというところまではいっていないので，さらに必要な点については本委員会で検討するということも考えられる。⑤技術系職員の問題については，加藤（陸）委員に具体的改善案をお願いしているが，これは待遇改善にも関連する問題であって，今日までのところまだ十分な資料もそろっていないのでいずれご検討願うことにする。⑥「目的志向型」大学のあり方について小池委員にお世話をお願いしているが，一度会合をもたれたということであるから後でご報告をお願いすることにしている。

以上の報告があったのち，本日の審議に入った。

1. 大学院の問題について（大学設置審議会大学基準分科会の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」の報告に対する大学側の意見）

委員長より，この問題については9月の末までに各委員の大学から意見を提出してもらうことになっているが，本日まで提出があったのは本日配付した資料のとおり6大学である。本日はこれらの資料も参考にして意見を述べてもらいたい。大学設置審議会の大学基準分科会において大学院の制度の問題について審議しているが，まだ具体的な結論はでていないようである。本委員会の意見もこの審議会に反映させる方向で進めてゆきたい。と述べられ，別紙資料『大学基準分科会「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」に対する意見』をどのようにまとめたらよいかと諮られ，つづいて出された主な意見はつぎのとおりである。

- 分科会の方で何か基準を作ることになると思うが，その前に国大協としても何等かの意見をまとめておく必要があるのではないか。
- 各大学において大学院に対する考え方がかなり異なっている。したがって大学院に対する本委員会のおおよその考え方の方向をきいておかなければ専門委員会を設けてみても検討のしようがない。
- 研究部会で出したアンケートの回答から出てくる結論もあると思われる。
- 本委員会では，まず，別紙資料「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」の回答大学からの報告をめぐって意見を出し合って検討することにはどうか。
- この委員会で検討するとしても，この専門委員の構成は理科系が圧倒的に多いので，人文・社会系の委員も加えて検討しな

いと片寄ったものになる可能性がある。

- 学位制度の問題が検討の重点ではなからうか、つぎに修士課程に対する旧設大学と新設大学の考え方のちがいの問題がある。
- 大学院設置基準を作るのがよいのか、作らない方がよいのか、作る場合にどのような基準にするのかという問題と大学院全体をどのように考えたらよいのかの問題がある。

以上のような意見が出され討議の結果、小委員会を設けて、その小委員会には委員長、桑原、山田各委員と現在の専門委員(ただし、予算関係者を除く)の外に千葉大学(文科系)、お茶の水女子大学(文科系)、東京学芸大学(文科系)、東京外国語大学(文科系)、横浜国立大学(経済)のうちから数名を新たに専門委員とし、参加を願うこととした。なお、新専門委員の選定については、委員長より当該大学学長に依頼することとした。

2. その他

(1) 格差是正の問題について

小委員会では、目下問題点を拾い出し整理している段階であると検討状況について報告があり、つづいて下沢専門委員より、各専門委員から要望書をつくる形で素案をつくり10月10日までに渡部専門委員のところに送付し、同専門委員がとりまとめて原案をつくることになっているので、いずれ本委員会に提出することになるが、その主な問題点は、地域の格差、現状の格差、格差是正とは何かなどの論点について検討を進めている旨、審議状況の説明があった。

(2) 専門志向型10大学長懇談会について

小池委員より専門志向型の10大学の学長が7月26日東京芸術大学で懇談会を開き、共通的な問題について意見交換を行ない、この秋から懇談会を発足させることになり、その第1回は京都工芸繊維大学において開催することになった。と報告があった。

○ 次回委員会

11月13日(月)午後1時30分～午後5時
(東京大学附属図書館3階大集会室)

○ 小委員会

10月17日(火)午前11時～午後4時(学士会分館3号室)

○ 格差是正小委員会

10月16日(月)午後1時30分～午後4時
(学士会分館7号室)

(4) 第2常置委員会議事要録

日時 昭和47年10月27日午後1時～午後3時

場所 学士会分館7号室

出席者 谷田委員長

松永、石原、高橋、山岡各委員

肥田野、安倍、小西各専門委員

谷田委員長より開会に先立ち故続委員が去る9月25日に急逝されたので、その後任は中部地区から選出をお願いすることにしてある旨を述べたのち、前回(6月20日)の議事要録の朗読があり承認した。

1. 調査書についてのアンケートのとりまとめについて

委員長よりこの「調査費についてのアンケート」についての回答がほぼ集った段階で小西委員に一通り調べてもらったので、全体を通じて今後のとりまとめについての感触を述

べていただきそれを本日の審議の基礎にした
いと述べた。

つづいて、小西委員より今後のとりまとめ
の参考になればと前置きして、アンケートの
回答を見た後の感じについて説明があった
後、委員長より今後の進め方について語り、
①この問題の性質からしてあまり精ちにまと
めることはこのアンケートの趣旨に合うかど
うか疑問である。②どのような類型にするか
は別問題であるが、一応は3つの類型に大別
してまとめることができるのではなからう
か。③数計と記述の2方法からまとめるやり
方がよいのではなからうか。などの意見が出
されたのち11月の総会には中間的なまとめと
して報告することになり、その整理は11月の
中頃までに数計の方は小西、記述の方は肥田
野専門委員にお願いすることにした。

次回は11月18日(土)午前10時～午後1時
まで、小委員会。11月27日(月)午後1時30
分～午後4時 第2常置委員会。

2. 身体障害者の問題について

委員長より、この問題についての自由討議
は前回までに終り、問題点はほぼ出つくした
と思う。本日は、同志社大学より「身体障害者
の大学進学に関する資料について」回答があ
ったのでそれを事務局で朗読しつづいて今後
の進め方について検討したいと述べた。の
ち、前記同志社大学よりの回答文を朗読した。

つづいて今後の進め方について、主につぎ
のような意見が出された。

- 身体障害者の受入れについては各大学別
に問題があるが、公正さを必要とする入試
については共通な制度のできることがよ
い。
- 特別の入試があってもよいのではない

か。

- クルマイスに乗っている者については施
設が問題になってくる。
- この問題については、同志社大学だけに
限らず、他の私立大学にも照会し資料を集
めることにする。
- この問題は、入試だけの問題でなく、受
入れの方の問題もあるので、受入れの方か
ら考えてゆく必要がある。
- 専門委員を置き、専門的立場からの見解
を聞きながら検討を進めること。
などの意見が出され後、東北、東京教育お
よび大阪教育の各大学から専門委員を推薦し
てもらうことにした。

(5) 大学卒業予定者就職問題懇 談会(文部省主催)

日 時 昭和47年10月2日(月)午後2時～午
後4時30分

場 所 国立教育会館第4会議室

出席者 文部省 遠藤学生課長、岡田課長補
佐、緒方補導係長

国大協 綿貫東京教育大教授、鶴田事
務局長

公大協 中山理事

私大連 鉄井関西大学就職部次長、川
副中央大学就職部長、山本事
務局長

私大協 柴田二松学舎大学学生部長

私大懇 古賀事務局長

国短協 欠席

公短協 安藤事務局長

私短協 中原事務局長

遠藤学生課長司会の下に開会。

初めに、学生課長より就職問題懇談会の申し合わせは20年来続けていながら効果が上がっていないが、本年の特徴としては、5月に大企業等が採用取消等を行なったことで、国会の内閣委員会（労働省出席）で取り上げられ、労働省としては早急に、対策を講じたいということで熱心である。また、9月12日には大手の代表的会社の人事部課長との懇談会に際しても企業側はかなり意欲的であり熱心のように見受けられた旨のあいさつがあり、ついで配付資料の説明があり議事に入った。

◎ 昭和48年度大学卒業予定者のための推薦選考開始時期について

このことについて、次のような意見の交換があった。

学生課長：高校では文部省、労働省、高等学校校長協会等の間で協議し、10月1日に職業安定所であつ旋することになっている。

国大協：労働省だけの会議でやれば、この懇談会の意義がなくなるのではないか。

学生課長：中卒、高卒に対しては申し合わせができていて、運営がよくできている。中央雇用対策協議会は中卒、高卒を中心に考えている。大学を含めたらという考えもあるようだ。この懇談会でいろいろ検討いただいたのを協議会に持っていくことができる。

私大連：この懇談会は学校側の集まりであり、日経連はオブザーバーであり、保障できないという返事が返ってくる。その意味でも労働省と一体になり進めるべきである。

公短協：特殊の業者が切りくずしの禍根を調べるべきである。

私大懇：大学が責任を持っているように、文

部、労働両省のところでやっていき、少しずつ進めるべきである。

国大協：労働省では中、高はやっているが大学はやっていないので、従来よりの申し合わせは行なっておく必要がある。

○ 従来申し合わせをしていたが、今年はそれですまないのではないか。昭和45年には声明を出したことがあるが、文部省日経連も名をつらねていたが、今回も声明を出すべきではないか。

公短協：地方の実情によって違うが、大体申し合わせを守られている。大学連絡協議会のようなのを増やして、実効を上げるようにすべきだ。

私短協：申し合わせは一応行なう方がよい。ニュースバリューを上げるためにも関係関係僚会議でも開かれるべきである。

私大連：業界側の委員にも入っていただき、早く申し合わせをし、業界の人事部長とも話し合う必要がある。

国大協：日経連の都合のよい時点で至急もう一度開催して頂きたい。従来この会議の名称は懇談会であるがこれは協議会に改めて「就職問題協議会」（仮称）くらいにすべきである。

以上のような主な意見が出されたのに対し、学生課長より、これらの意見をふまえて早急に労働省側とも話し合い①懇談会のメンバーを強化する場合はどうするか。②50年度の対策は今から考える必要がある。等を含めて相談することとしたい。

なお、その結果については、文書または電話により連絡することとした。

(6) 大学卒業予定者就職問題懇談会(文部省主催)

日時 昭和47年10月19日午後2時～午後5時
場所 文部省第1特別会議室
出席者 文部省 遠藤学生課長, 岡田課長補佐
緒方補導係長
国大協 鶴田事務局長
公大協 中山理事
私大連 山本事務局長, 川副中央大学
就職部長
私大協 田代東京理科大学就職課長,
丸山事務局員
私大懇 古賀事務局長
国短協 松島事務局長
公短協 安藤事務局長
私短協 中原事務局長
日経連 喜多村雇用課長
労働省 大槻中央職業指導官

遠藤学生課長司会の下に開会。

初めに学生課長より, 前回以後の情勢について, 財界等に働きかけをし, 10月25日に文部, 労働両大臣と日本商工会議所, 経団連, 日経連, 経済同友会の首脳との懇談会が実現し, これをかわきりに主要企業にも働きかけ, 少しでも青田買いを阻止するようにしたい。また大学側の8団体としては, どの時期に申し合わせをし, どの時期に発表する等を話し合っていたきたい旨のあいさつがあり議事に入った。

○ 昭和48年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について

このことについて, 前回同様各団体より種々の意見が出された結果, 申し合わせについては前年同様の線で行くこととした。また,

10月25日に文部, 労働両大臣と財界首脳との懇談会が開催されるので, そこに向けて要望書を提出するかどうか諮られ, 検討の結果要望することとした。その際前文に少し加えたらどうかと国大協局長私案を中心に逐次検討の結果別紙のとおり決定した。その結果10月24日に各国公私立団体の「公印」を捺印し, 10月25日団体代表が大臣, 経済団体等の関係方面に要望することとした。

なお, 声明文等を出す場合は10月25日の懇談会の様子をみた上で, 文部省, 日経連にも入っていただき進めることとした。

(7) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和47年10月6日(金)午前10時～午後12時30分
場所 国立教育会館第4会議室
出席者 池田委員長
白淵, 安田(代, 遠藤), 相磯, 清水(文), 鐘ヶ江, 清水(英), 榊原, 増尾, 曾沢, 力武各委員
井上臨時委員
小路専門委員

池田委員長主宰のもとに開会。

前回(47. 6. 20)委員会議事要録を朗読, 承認された。つづいて委員長より, 学生災害補償の問題については, 長期にわたって審議を続けてきた結果, いくつかの解決方法が考えられるまでになった。このあたりで, 本委員会としての基本的な方向をきめたいので, 検討資料として別紙のとおり本日用意してきた。についてはこれらを参考にし, 意見の交換を行なってご審議を願いたい, まず配付資料について説明したいと述べられ, 別紙資料①正課中における学

生の災害事故者に関する調査，②大学学生数算出基礎表，③大学学生数と保険収入見込額，④参考資料についてその概要の説明があった。

ついで、本日の議題の重点は、前回の議事録にもあるように、(1)制度的に全額国庫補償にするというやり方、(2)学校安全会がすでにやっているようなある程度の保険料の自己負担の方法の二点に分けられると思う。これらの点についてご検討を願いたいと述べられた。

なお、前回の委員会で問題となった、つぎの二点について委員長より下記のとおり説明があった。

1. 学生に制度的に国家補償することが可能かどうか。

文部省側の意見を聞いたところでは、全額国家補償は見込みは極めて薄いようだ。義務教育の生徒でさえ共済制度の形をとっているのに、大学生（とくに国立）だけを対象とすることは無理なような考え方をもっているような感じであった。

2. 学校安全会に加入は可能か。

以前は、大学を加入させない方針のようであったが、最近はそのような考え方はうすくなり、大学側から話しがあれば検討してもよいような考え方である。

以上のような状況であり、文部省側としてはこの災害補償の問題については、国大協の方から具体案を出してほしいとのことであった。

つづいて意見の交換があったが、その主な点はつぎのとおりであった。

- 国立大学のみが全額国庫負担あるいは学校安全会のようなものの恩恵にあずかるというのではなく、私立大学も入ることにすべきではないか。
- 国大協としては、文部省に下駄をあげてもらうという形で単に要望書を出す程度でよいのかどうか。
- 全国大学保険管理協会の調べによると、2週間以上の治療を要した災害事故者は年間（46年度）207人で285万円ということで、余りにも事故件数が少なく（全学生の0.1%程度）、また理科系の学生に事故が多く文科系には少ないようであるので、全体の保険ということが成りたつかどうか。この程度であれば保険管理協会のようなところでもできるのではない。
- 現在授業料免除という制度があるが、このような趣旨で国家財政で負担するということは考えられないかどうか。
- 実験中の事故により後遺症等に伴う多額の補償の問題もでてくるのではなかろうか。
- このデータに出ている数字は、かなり低いようにも見られる。実際に各大学が学生の災害に対して負担している有形無形の支出は相当多額のものではなかろうか。
- 災害には注意をすれば避けられる事故と、不可抗力による事故とがある。学生の不注意による災害は保険制度により、不可抗力による災害は国家補償というように分けて検討することも考えられる。
- 災害補償の問題は、治療を要する面と死亡者・後遺症の面とに分けて、治療の問題は保健管理センターあるいは学生の保険組合で解決することにし、死亡者・後遺症の問題は国家補償で解決するという2本建てで検討すべきではなかろうか。
- 正規の授業中の事故は原則として国家が補償すべきであるとの立場を委員会としてもつべきである。

○ この委員会では賠償の問題は別として補償の問題を論議すべきであり、どの範囲のことを検討したらよいのか、その範囲を決めるのが先決問題である。

○ 義務教育期間の国家補償ならとにかく、大学の学生だけを国家補償によることは理由づけるのに困難はないか。

以上のような意見の交換があったのち、今後の検討の進め方の資料にするため、3ヵ月～6ヵ月程度の期間について各大学における学生災害の実態について追跡調査をすることになり、そのアンケート（案）は宮田委員・井上臨時委員・小路専門委員に作案を依頼した。

なお、アンケートは、大学内の事情を考え、あまり調査期間をさかのぼらず、大きな事故については過去2年程度ならば差支えないとしても、なるべく過去にさかのぼらず、今後の数ヵ月をとりあげて調査してもらうこととした。

○ 次回委員会 11月6日（月） 午前10時

（8）第5常置委員会議事要録

日時 昭和47年9月2日（土）午前10時～午後1時

場所 学士会分館7号室

出席者 後藤委員長

市村、博田、石川、越村、桜場、牧、小島、日高各委員

白倉、新堀各専門委員

（文部省）佐野高等高等教育計画課長、

原田係長

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、委員長より、前回（6月20日）の委

員会で外国人教師の待遇改善の問題を当委員会できりあげて検討することとしたが、この問題は、目下大学運営協議会で検討（第3研究部会）でされている大学改革の問題の中にも「大学教育における国際交流」の項としてとりあげられているので、当委員会としては、この調査も十分に参考として検討をすすめていきたと挨拶があった。

1. 外国人教師の待遇改善、学術の国際交流について

委員長より、本日は先ず外国人教師の待遇についてどんな問題点があるか、そのようなことから検討に入りたいと述べられ、議事に入った。

(1) 外国人教師に関する来年度予算について

このことについては、文部省佐野高等教育計画課長より、つぎのとおり報告があった。

① 外国人教師の赴任旅費の改善を検討しており、明年度予算には、帰国旅費に研修のための一時帰国旅費の計上を予定している。

② 外国人教師の宿舎問題を検討している。

③ 外国人教師の増員を考慮している。

(2) 加藤東北大学長提案の「外国人教師の待遇についての問題点について」について

加藤学長（東北大学）より提出された別紙資料「国立大学における外国人教師の待遇についての問題点」によって、そのうちにとりあげられているつぎの各問題毎に種々の実例をあげて現況につき意見の交換を行なった。

① 赴任および帰国の旅費について

② 基本給について

- ③ 大学院調整手当について
- ④ 昇給について
- ⑤ 研究費について
- ⑥ 退職金について

以上の諸問題をとりあげ検討したが、このほか外国人教師に対しても日本人教官と同様に健康保険、厚生手金等の制度も適用できるようにすべきだとの意見もあり、上記の諸点は、いずれも改善をすべきだとの意見に一致した。

(3) その他の問題点について

さらにつぎのような問題点をあげ意見の交換を行なった。

① 休暇制度を設けてほしい。

日本人公務員には、年間20日間の有給休暇が認められているが外国人教師にはない。一時的帰国等の関係もあるので、この制度を設けたい。

② 宿舎について

外国人向けの官舎がない大学では、とくに支障を生じている。借家をする場合、高額家賃、敷金、礼金等かなり多額の費用を要するので、外国人教師の実状はかなり困っている。

③ 外国人の正式教官採用について

日本の国籍を持っていない者でも正式に教官になれるよう、今後検討の必要がある。

④ 外国人教師の名称変更について

Professor とするか単なる teacher とするかによって、かなり感じが違うので、適当な名称がほしい。

(4) Dr. H. Schulte 氏との会談メモについて

第5常置委員長に対し、加藤会長より、

今後ドイツから学術交流の連絡機関として東京にDAAD（ドイツ学術交流事業団）の事務所を設けて両国の学術交流に役立たせたいと別紙資料のような趣旨で申し出があったので、第5常置委員会で検討してほしいと話しがあったと委員長が資料を朗読の上、説明があった。

ついで、協議を行なったがこの問題は、本日その可否を決定するまでには至らず、改めて次回委員会で協議をすることとした。

(5) 国立大学教官の海外出張に関する取扱い上の問題について

この問題については、加藤東北大学長より、国大協に対して①海外出張の際、主要目的国への往復途上の訪問国決定の手続がめんどうだ②海外出張中の出張先国の追加手続が複雑③在外公館における手続や取扱いが一様でない等の理由をあげて手続の簡素化をするよう、文部省を通じて、関係省庁へ要望してほしいと申出があったと報告があり、討議の結果、この問題は適当な時期を見て要望書を出すこととした。

(6) 「大学教育における国際交流」について

委員長より、大学運営協議会の第3研究部会で目下問題点としてとりあげ、各大学へ照会しようとしている国際交流の問題点は、大体①外国人留学生の受入、②学生の海外留学制度、③外国への教師派遣、④外国人教師の受入れ、⑤大学教育の国際交流組織等であると配付資料を各項目毎に朗読の上、説明があり、当委員会としてもなるべくこの線を活用して検討をすすめることとした。

(7) 北朝鮮学者の「日本機械学会」への出席

について（報告）

白倉専門委員から、近く、北朝鮮の学者6名が「日本機械学会」主催の国際会議のシンポジウムに出席することになっている旨報告があった。外国人教師の待遇改善、学術の国際交流に関連した問題については、大略上記のような意見の交換があり、討議の結果、改善の要望書を関係省庁へ提出することとし、9月4日の理事会へ諮り、了承を得て要望書（案）を作成することとした。

2. 今後の検討方針について

第5常置委員会では、今後つぎの問題について検討することとした。

(1) 海外留学生（とくに、今回制度化された国費留学生の問題）について（継続）

(2) 外国人教師の待遇改善について（継続）

○ 次回委員会

9月14日（木）午後1時30分より

議題 (1) 外国人教師の待遇改善について

(2) ドイツとの学術交流の問題について

(3) その他

（追記）14日の委員会には、オブザーバーとして東京外語大学長の出席をお願いすることとした。

（9）第5常置委員会議事要録

日時 昭和47年9月14日（木）午後1時45分
～午後4時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 後藤委員長
博田、石川、桜場、芦田、井上、小島
各委員

白倉専門委員

オブザーバー 鐘ヶ江東京外国語大学長

説明者 文部省原田学術奨励係長

後藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、前回（9月2日）は東北大学長より提出の資料「国立大学における外国人教師の待遇の問題点」を一通り検討したが、その際に文部省の方から本委員会にも審議中の外国人教師の赴任、あるいは帰国する際の旅費の予算を要求しているとのことについて説明を伺ったので、国大協としてはその予算要求が実現できるように要望書を出すことにしたい。このことについては、去る4日の理事会で、次の総会を待ってはいは予算要求に間に合わないの、あらかじめ了解を得ておいた。また、10月6日に理事会が開かれるので、それまでに要望書の案を作成したいので、本日はその点も合せてご検討を願いたいと述べられ、ついで、前回の議事録を朗読し、承認された。

1. 外国人教師の待遇改善について

初めに、文部省原田学術奨励係長から、来年度概算要求にもられた別紙資料「重点施策の項目」についてつぎのような説明があった。

外国人教師（講師を含む）の給与・旅費等について、昨年度までは重点施策の項目の中に入っていなかったが、今年は各方面からの要請が強いこともあったので、この項目の中に取り上げたとその内容の概略について説明があった。

つづいて、質疑応答が行なわれたが、その主なる問題点はつぎのとおりであった。

① 給与は現行のままでよいのか、根本的に考慮す余地はないか。

② 国によって給与ベースが異なる。それに

生活環境の違いも併せて考慮する必要がある。

③ 外国人教師は、語学のみに限らず、専門科目でもよいということになれば希望も多くなる。

④ 外国人教師の宿舍建築についても考慮されたい。

⑤ 住宅手当、扶養手当、大学院調整手当、退職金および健康保険についても考慮する必要がある。

⑥ 赴任旅費、帰国旅費等についても予算措置を講ずる必要がある。

⑦ 研究費および研究旅費についても予算措置を講ずる必要がある。

⑧ 外国人教師の身分および名称について

国家公務員とされているが、一般の国家公務員に適用される諸法令がそのままでは適用されない部分もあって、その性格が明確でないが、これをどうしたらよいか。

以上のような意見があり、つづいて委員長から、概算要求は、すでに大蔵省に出されているので、その額は修正できない。しかし国大協としては他にも多くの問題があるが、差し当たり文部省の予算要求をバックアップする方向でこれまでに出了された意見の重点をまとめて作案したいと述べられ、その作業をつぎのような考え方ですすめることとした。

(1) 標題は「外国人教師の処遇等の改善に関する要望書」とする。

(2) 石川委員に原案の作成をお願いし、それを19日までに事務局に送付する。

(3) その原案を委員長と事務局において検討したうへ、各委員・専門委員に送付し、9月28日までに原案に対する意見をきくこと。

(4) 9月30日に、委員長が各委員の修正意見をまとめ成案を得て、10月6日の理事会に諮る。理事会終了後記者会見をして公表すること。

2. DAAD [ドイツ学術交流事業団] について

委員長から、このことについては前回の委員会で内容的な検討をすることができなかったもので、本日ここで検討し第5常置委員会としての意見をまとめて会長に報告することにしたと述べられ、つぎのように説明があった。

これは、ドイツのこの事業団が国立大学協会の海外交流関係者（たとえば第5常置委員会の委員・専門委員）の中から招待したいという計画があるが、その場合には、こちらからもドイツの学長を招待しおかえしをしなければならない。しかし、その際の財源をどうするか。

つぎに、10月9日に RektorenKonferenzの前会長の Rumpf 氏が来日するので、会長が会われることになっている。その際に第5常置委員会としての意見も述べてもらいたいということであるので、ご検討を願いたいと述べ、審議に入った。

このことについて出された主な意見は、次のとおりである。

① 趣旨はよいが、まずその財源はどうなるのか。

② 文部省の協力も願いたいですが、これについて文部省には何か考えがあるのかどうか。

③ こちらにも、そのような事業団を設けるということのようであるが、それは一時的なものか恒久的なものかにより異なる。

④ 外務省に新しく設けられる国際交流基金

は、これに該当しないのかどうか。あるいは学術振興会でやれないかどうか。

- ⑤ 現在は予算措置がないが、将来国大協がこの事業をやるということになった場合、国大協に対する補助金的なものが考えられるのかどうか。
 - ⑥ こちらでも何等かの計画をたてるということになった場合、その事務費は相当増大することになるが、現在の国大協の事務局で処理できるかどうか。
 - ⑦ 私立大学も入ってくることになれば、国大協としての性格的な制約の問題にもなってくる。
 - ⑧ 私立大学も含めた別の機関を設け、ドイツの外に他の国も含めてこのような交流事業をやることはどうか。
 - ⑨ ドイツのこの事業団に相当するこちらの機関をどうするかの問題については、学術振興会でやるのが望ましい。また、その際には文部省が学術振興会に補助金的な援助を出す可能性もあるのではなからうか。
- 以上のように出された意見をまとめて、委員長が会長に電話で事情を報告した後、10月9日午後1時30分から同2時30分まで会長がRumpf氏と会談する際に、第5常置委員会からも出席し、ドイツの招待には応ずる希望があることを述べ、ドイツのこの事業団の事業内容、予算および運営方法などについて詳細を聞き、その後で第5常置委員会としての結論をまとめることになった。

(10) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和47年9月26日(火) 午前10時～午後2時40分

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤副会長

丹羽、渡辺、石田、鎌田、井手、井上、北村、田中、中塚各委員

中林臨時委員

高梨、福田、稲野、手塚各専門委員

オブザーバー 渡部第1常置専門委員

説明者(文部省)

安養寺審議官、大崎大学課長、渡辺高等教育計画課長補佐、神山会計課予算班主査、川村大学課長補佐

開会に先だって、鶴田事務局長より、前委員長であった加藤(六)東京工業大学長が副会長に選任されたため、常置委員長を辞任されたので、後任委員長の互選をすることとし、それまで臨時の座長を置き開会されたいと発言があり、田中委員が座長に選ばれて開会。

つづいて、鶴田事務局長より、本日は例年のとおり来年度概算要求の重点事項について文部省関係官に説明を願い、国立大学協会から要望書を提出する場合、どんな点を特に要望したらよいか、要望書作成のための審議を願いたいと述べられ、まず、文部省側からの説明に入った。

1. 昭和48年度概算要求重点事項について

このことについては、安養寺審議官より、

- ①本年度の概算要求は、昨年度に比べて総額として大体25%程度の増額となっていると述べ、文部省側から資料として配布された、別紙「昭和48年度概算要求重点事項」、「昭和48年度概算要求重点事項要求内訳(国立学校)」、「昭和48年度国立学校特別会計概算要求額」によりつぎの重点項目をとりあげ、各項目ごとにその概要の説明があった。

〔概算要求重点事項〕

1. 高等教育改革の推進
 - (1) 筑波新大学と放送大学の創設準備
 - (2) 新構想の教員養成大学・大学院の創設準備
 - (3) 技術科学大学院（仮称）の創設準備
 - (4) 大学入学者選抜制度の改善
 - (5) 学資ローン制度の創設
 - (6) 教育改革推進に関する調査研究

2. 高等教育の整備充実
 - (1) 国立大学等の整備充実
 - (2) 公立大学等の助成
 - (3) 教員養成・再教育の充実
 - (4) 情報処理教育の充実
 - (5) 医学教育の充実
 - (6) 育英奨学制度の充実
 - (7) 留学生教育の拡充

3. 学術の振興
 - (1) 研究所等の創設等
 - (2) 研究所等の整備
 - (3) 特別研究事業の推進
 - (4) 研究費の拡充
 - (5) 国際学術交流の推進

以上の説明があり、続いて質疑応答や意見交換があったのち、昭和48年度の要望書は、昨年度提出した要望書を基にして本日の話を考慮に入れ、立案をすることとした。

〔正午休憩に入り、午後1時再開〕

2. 昭和48年度予算に関する要望書の立案について

初めに鶴田事務局長より、明年度予算に関する要望書は、昨年提出した配付資料「昭和47年度予算に関する要望書」を基にして、本日の文部省側から説明のあった概算要求の重点事項を考慮に入れ、具体的にどうすれば効果的であるか、を考えながら検討してとりま

とめたいと述べられ、前年度の要望書を基として具体的審議に入り、別紙のとおり立案した。よって、この要望書（案）は、来たる10月6日理事会にはかり、承認を得ればただちに、文部・大蔵両省に提出することとした。

3. 第6常置委員会委員長の選定について

このことについては、投票を省略し、話し合いにより都留一橋大学長を委員長に選定した。（本日都留委員欠席につき、手塚事務局長より選定事情を説明のうえ、了承を得てもらうこととした。）

4. 教職員等の定員調査結果について

事務局長より、予て、第6常置委員関係大学に対し、お願いした標記の調査書が別紙のとおり送付があったが、これらの回答をどのようにまとめたらよいかと諮られたところ、①この調査は要望書につながるようにまとめることが必要である。②文部省の話しでは臨時職員の定員化はむずかしい。しかし迂回してでも定員化実現の方向に行きたい。③国立大学へのアンケートはなるべくとらないなどの意見が出され、今後の具体的な進め方については都留新委員長のもとで考えてもらうことにした。

5. 教職員等待遇改善懇談会について

加藤前委員長および高梨専門委員より教官等の待遇改善に関する文部省の「教員等待遇改善研究調査会」における審議情況について説明があり、国大協としてもこの問題についての方針をあらかじめまとめておくことが必要であるということに意見がまとまり、本委員会の高梨専門委員を中心として下記の委員・専門委員により小委員会を設け、この問題について検討を進めることになった。

記

氏原 正治郎 (東京大学)
井手 文雄 (横浜国立大学)
高 梨 昌 (信州大学)
慶 谷 淑 夫 (東京工業大学)
(交 渉 中) (東北大学)
手 塚 卯津美 (一橋大学事務局長)

6. その他

(1) 加藤前委員長の退任挨拶

9月4日付副会長就任により、第6常置委員長を辞任した旨挨拶があった。

(2) 中林臨時委員より本日(9月26日)をもつて臨時委員辞任の申出があり、了承された。

(11) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和47年9月2日(土)午後1時30分
～午後6時

場 所 学生会分館7号室

出打者 谷口委員長

今井, 加藤(代, 小松), 谷田, 清水,
香山(代, 池田) 北村, 田中各委員
日高, 佐藤, 高木各専門委員

谷口委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(5月16日)議事要録を朗読し、一部字句の訂正があつて、承認された。

ついで、広橋前委員(和歌山大)の後任として、同大学香山学長が新たに委員に選ばれた旨報告があり、続いて、本日の代理出席者小松教授(東工大)、池田教授(和歌山大)の紹介があつて議事に入った。

1. 専門委員の増員について

前回委員会です承を得た、東京大学経済学部石井助教授を専門委員とすることについて

は、その後本人と交渉の結果、就任を固辞されたので、改めて東北大学の吉田図書館長と交渉の結果、内諾を得たと報告があり、了承された。また、事務系の専門委員として、佐竹東京大学図書館事務部長あるいは岩猿京都大学図書館事務部長を加えることについては、目下交渉中である旨報告があつた。

2. 要望書について

初めに、委員長より、図書館予算に関する要望書は、本年も昨年に引続いて提出したいと考えているが、本年は重点的に要望事項を絞り、具体性を持った要望書をつくりたいと考え、去る8月7日と昨日(9月1日)の2回小委員会を開いて別紙のとおり要望書(案)をとりまとめた。よつて、本日は、この案について検討を願ひ、委員会としての成案ができれば、これを明後日(9月4日)の理事会に諮つて了承を得たいと挨拶があつた。

ついで、別紙要望書(案)を、立案委員の高木専門委員が朗読の上、趣旨、要望事項、内容等について詳細な説明があり、続いて要望書の前文、要望事項、理由書の全般にわたつて意見の交換を行ない、慎重に審議の結果、別紙のとおり修正を行ない、委員会としての成案を得た。

(立案の最終的修正は、委員長、今井委員、日高、高木、佐藤各専門委員が協議の上行なつた。)

よつて、この案を9月4日の理事会に諮つて、承認があれば、「要望書」として9月14日午前中に下記の委員が同道の上、文部、大蔵両省に持参、提出することとした。

記

谷口委員長、谷田、今井各委員と丁子事務局長

集合場所 文部省内(1階)国立大学用控室
集合時間 9月14日午前10時

3. 今後の検討方針について

委員長より、大学運営協議会の各研究部会では、目下大学改革に関する問題点について調査・検討を行なっているが、図書館の問題については「図書館特別委員会」で別個に検討している関係上、今回の調査報告にはとり入れられていない。しかし時期的に間に合えば、図書館に関する問題も一諸にして報告したいが、場合によっては別冊として報告書をまとめたかと考えている旨述べられ、続いて、今後の検討方針について意見の交換を行なった結果、第一着手として専門委員が問題点を持ち寄り、専門委員会でそれについて検討をすることから始めることとした。

(12) 教養課程に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和47年7月26日(水)午後1時~午後4時

場所 国立大学協会会議室

出席者 今西委員長

黒沢、谷田、飯島、倉田各委員

前田(代、平野)臨時委員

小野、今堀各専門委員

今西委員長主宰のもとに開会。

1. 実情調査アンケート(一般教育と教養課程・外国語・保健体育)の総まとめについて

本日の委員会では標記の各 working group で、それぞれ検討を重ねてでき上った「一般教育と教養課程に関する実情調査報告書」、「教養課程における外国語教育の実情調査報告書」、「教養課程における保健体育の実情調

査報告書」(主として上記3報告書のまえがき及び調査結果の概要について)の各案について各担当者より説明をききながら検討し、総まとめをした上、今後の進め方について審議を願うこととしたい旨挨拶があつて、直ちにこれが審議に入った。

(1) 「一般教育と教養課程に関する実情調査報告書」について

今堀専門委員より、この実情調査報告書は、一応報告書の形式をとつたので、コメントにウェートを置かず、実情調査的にまとめたと前置きされ、初めに同報告書の「調査結果の詳細」について説明があり、一部字句の修正を行なった。

ついで事務局側で同報告書(案)の「まえがき」の部分と「調査結果の概要」の部分を朗読し、審議の結果、①形式として「まえがき」の前に、標題(報告書の表紙のとおり)を入れる ②「まえがき」の上部へ「一般教育」の意見をはっきりさせるため「一般教育とは、人文・社会・自然のほか、外国語・保健体育を含む」を入れる ③「調査結果の概要」には、ある程度改革案的な意見を入れて問題提起をするようにした方がよい ④とくに教養課程の教官の不足問題を取り入れてほしい等の意見があつて、今堀専門委員に以上の点を考慮に入れ、他の2報告書とのつり合いを見て、ある程度データに即して、問題点を提起するような形で修正することを依頼した。

(2) 「教養課程における外国語教育の実情調査報告書」について

前田臨時委員の代理として出席された平野教授(東大)より、別紙資料「教養課程における外国語教育の実情調査報告書の解

説」を朗読しながら説明があり、ついで審議の結果、つぎの点を修正することとした。

- ① 解説書の標題を他の解説と揃えることとし、「調査結果の概要」に改め、表紙をつける。
 - ② 「実情調査報告書」の初めの部分にある「まえがき」を別にして「調査結果の概要」の前に移す。
 - ③ 「まえがき」の上部に報告書の標題「教養課程における外国語教育の実情調査報告書」を入れる。
 - ④ 「概要」の第二部 学生に関する質問事項、第三部 施設に関する質問事項および第四部 改革状況に関する質問事項の各項目名からそれぞれ「質問」の2字を削除する。
 - ⑤ その他一部字句を別紙のとおり修正する。
- (3) 「教養課程における保健体育の実情調査報告書」について

小野専門委員より、別紙資料「教養課程における保健体育の実情調査報告書の解説」を朗読しながら説明があり、ついで審議の結果、つぎの点を修正することとした。

- ① 解説書の標題を「調査結果の概要」に改める。
- ② 「概要」の「まえがき」の上部に報告書の標題「教養課程における保健体育の実情調査報告書」を入れる。
- ③ 「まえがき」のBの最終の部分の別紙のとおり修正し、Cの項は脱落につき小野専門委員から原案を示して貰うこととした。

- ④ 調査結果の概要の最初の部分の「教養課程における……」以下4行は「まえがき」の適当なところへ移すこと。
- ⑤ 実情調査報告書の「まえがき」は、「調査結果の概要」の「まえがき」に含める。
- ⑥ 調査結果の概要の「まえがき」の最後に「実情調査報告書」の「まえがき」の注を入れる。
- ⑦ 「概要」の第二部 学生の履修に関する質問事項、第三部 施設に関する質問事項、第四部 課外活動に関する質問事項、および第五部 改革状況に関する質問事項の各項目名からそれぞれ「質問」の2字を削除する。
- ⑧ その他一部字句を別紙のとおり修正する。

以上のように修正点と修正方針がきまり、協議の結果、これらの3報告書は整理ができれば1冊にまとめたものにして印刷することとした。(3報告書を合本する場合は全体の「まえがき」をつけ、各報告書の「まえがき」は全体の「まえがき」に合わせるよう修正することとした。)(このことは、後に委員長ほか関係委員と協議し、総目次をつけ、全体の「まえがき」は省略することとした。)

刷り上がった報告書は、委員長名をもって各大学へ1部ずつ送付し、できるだけ早く必要部数を申込んで貰うこととした(有償、頒布価格未定)。

なお、今堀専門委員より提出される修正案は、委員長に見て貰い、決定は委員長に一任するはとした。

2. 今後の委員会の方針について

委員長より、当委員会としての任務は一応本日をもって終了したが、①引続いて適当な問題点を選んで第2次の検討をすすめるか、②しばらく休会して、研究部会の検討状況等を見、研究部会からの話し合いを待ってから再出発するかと諮られ、協議の結果、今後時機を見て改革案の問題点をとらえて検討することとした。なお、次の進め方についてはそれぞれ考えておくこととした。

(13) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和47年9月14日(木)午後2時～午後4時

場 所 学士会分館3号室

出席者 加藤(陸)委員長
藤岡, 谷口各委員

宮木, 鈴木, 荒, 積田, 尾崎, 山田各
専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、新しく専門委員になられた宮木, 荒, 積田, 尾崎各専門委員の紹介があり、続いて別紙議事要録により前回(6月23日)の特別委員会と8月14日行なった専門委員会の検討状況の説明があつて、議事に入った。

1. とりあげるべき問題点について

鈴木専門委員から、別紙配付資料「研究所問題審議の基本方針」と「主要問題点(審議事項)」は、前回(8月14日)の専門委員会で配付した審議事項に関するメモとその後各専門委員から寄せられた意見および国立大学協会で用意された関係資料等を参考としてこのようにとりまとめたものであるが、まず、この資料をたたき台として検討願いたいと同

資料の全文を各項目別に朗読の上、説明があつた。

ついで、この案を中心にして種々意見の交換をしたが、その主なるものは、つぎのとおりであつた。

○ 大学の附置研究所は、学部の研究をスペシャライズ的に研究するのが本来の目的であるべきだが、現在の研究所の設立の動機と意義が必ずしもそうになっていないようだ。

○ 「研究施設」の問題もとり入れて検討してほしい。

○ 研究所の必要性和特殊性を強調する必要がある。

○ 研究所と学部との格差是正について

(研究所においては、研究では学部より格が上で、社会的その他では学部の方が上であるという考え方が一部にあるが、この問題は、一般的でないので、本委員会としてはとりあげない方がよからうとの意見があつた。)

○ 当委員会としては、差しあたりは研究所だけを主たる対象としてとりあげたい(専門委員会の考え方)。

○ 地域を対象とした研究所(例えば、瀬戸内海研究所)の設置はどう考えるか。

大略上記のような意見の交換があつて、今後は本日の意見を考慮に入れ、鈴木専門委員がまとめられた方針と問題点をもとにして検討をすすめることとした。

2. 今後の検討のすすめ方について

今後のすすめ方としては、まず、鈴木専門委員を中心として専門委員会をつくり、鈴木案を基にして検討をすすめ、ある程度のまとめができたところで、親委員会に報告し、審

議をしてもらうこととした。

以上で本日の委員会を閉じ、続いて、専門委員会を開いて具体的な検討のすすめ方について協議することとした。

(14) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和47年10月28日(土) 午前10時～午後1時

場 所 東京大学経済学部第2会議室

出席者 加藤(六)委員長

小山, 谷田, 長崎, 増尾, 井上, 芦田, 葛西各委員

開会に先立ち、事務局長より本委員会の委員長がしばらく空席であったが、このたび互選の結果、加藤(六)副会長(東京工業大学学長)が選出された旨の報告があった。

加藤(六)委員長、就任の挨拶について開会し、前回(6月7日)の議事要録を朗読し、承認された。

○ 入学試験実施期日のアンケートとりまとめについて

事務局長より、この問題についての本委員会における審議経過の説明があり、つづいて別紙資料「大学入学試験の実施期日繰り上げについて(回答調)」は、事務局で作成した参考資料に過ぎない。後で専門的立場から集計されるようお願いしたい。と述べられた。

つづいて、委員長より①「入学試験実施期日のアンケートとりまとめについて」の問題は、国大協でも別に審議中の「全国共通第1次試験」の問題の進展とも関連させながら今後の審議を進めたい。②大学入学試験の実施期日繰り上げについては、反対と回答した大学の中にも、趣旨は賛成であるが、試験場等

の物理的な理由で賛成できないという回答が含まれているようであるから、一度、菅委員に専門的な立場から解析してもらい、それに基づいて審議を進めできれば再来年度の入学試験には間に合うように今年度中に結論を出すことにしたい。と述べたのち、賛成の中には試験場の問題は考慮に入れないで理念のう えだけで賛成とした大学もある。また反対の意見には試験場に高等学校を利用しているので、高校のカリキュラムを組替えてもらわねば試験場が確保できない、ということから反対だとする大学もある。したがって国大協だけでは決められない問題であり高校側の見解も聞く必要があるのではなかるうか。などの意見が出されたのち、今後の進め方についてつぎのとおりにした。

- (1) 別紙資料「大学入学試験の実施期日繰り上げについて(回答調)」について反対、否、その他として回答があった大学に対し委員長より別紙文書をもって再照会する(回答期限は11月25日まで)。
- (2) 前記照会の回答が集ったところで、事務局において再整理をして次回に報告する。
- (3) 11月の総会には数計だけの中間報告をする。
- (4) この問題については、大学側だけでなく、高校側の方の問題も関連があるので、この点については文部省に検討をお願いすることにする。
- (5) 次回は、11月28日(火)(総会当日)正午12時～午後1時から学生会館にて開催する。なお、当日は委員長外国出張中につき代理を谷田委員にお願いすることとした。

(15) 教職員の厚生等に関する特別委員会議事要録

日 時 昭和47年10月23日（月）午後1時～午後3時15分

場 所 学会分館3号室

出席者 相磯委員長

山本, 加藤(一)各委員

苦米地, 田辺, 高岡, 手塚各専門委員
説明者(文部省)

五十嵐福利課長, 前田管財班主査他2名

相磯委員長主宰のもとに開会。

まず, 前回(2月25日)の議事要録を朗読承認され, 続いて新しく専門委員になられた田辺千葉大学事務局長と文部省から出席された関係官の紹介があった。

1. 保育所の問題について

委員長より, 本日は保育所の設置に関する問題について, 文部省側のその後の検討状況ならびに「勤労婦人福祉法」の関係などについて説明を願いたいと述べられ, つづいて, 文部省五十嵐福利課長より, 前回(2月25日)の本委員会以後における文部省側の本問題の進展状況について説明があり, これに関して質疑応答が行なわれた。

この問題については, 大学の特殊性からくる保育所の必要性(たとえば看護婦の確保対策のため)を認め, 実現する方策について今後も積極的に検討を進めること。その一つの考え方として, 前にも「保育所の共済組合経営について」として提案があったように共済組合を母体にして, 人件費は共済組合で負担し, 施設は大学が提供するという方法をとつ

た場合の問題点について文部省においても, 国大協においても来年度の概算要求の前までに検討をまとめることにした。

2. 公務員宿舎について

これについては, 文部省前田管財班主査より, 配布資料別紙「宿舎充足率」, 「昭和46年9月1日現在における住宅事情」にもとづき, 現状の概略につき説明があり, 続いて増設についての意見交換や質疑があった。

以上で本日の会議を終る。

(16) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和47年8月28日（月）午前10時30分～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永, 谷田, 川村, 小山, 続, 森島,
増尾, 菅, 倉田, 長瀬, 黒田, 中村,
桜場各委員

(文部省側)

木田大学学術局長, 安養寺審議官, 大崎大学課長

前田委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より, 今回文部省において入学試験の改善に関する研究調査費として5,000万円を明年度予算に計上し, その予算を国立大学協会に交付するとの構想を新聞に発表されたので, 委員会の了承を得れば, 委員会開会の初めに当ってその実状の説明を文部省側から聞きたいと思うがどうかと諮られ, 了承され文部省側からの説明を聞くこととした。

1. 入試改善の研究調査に関する予算について

初めに木田大学学術局長より, 現在の大学

入試方法は、早急に改善の必要があるものと判断し、昭和48年度の予算要求として、国立大学協会に対する実験的試行等の費用の意味で5,000万円の委託費を計上していると、その間の経緯と入試改善についての文部省側の構想について説明があった。

ついで、前田委員長より、入試調査特別委員会における共通第1次入試の検討状況を説明し、目下のところは、共通第1次試験を実施することの可否も決定する段階に至っていない状態である旨を説明した。

続いて、大崎大学課長より、5,000万円の概算要求を出した根拠は、①共通第1次入試実施体制全般の検討 ②よい問題を出せるかどうかの検討(5教科14科目) ③実験的試みの費用 ④調査資料の収集等の費用を見込んで計上したものであるとの説明があった。

以上の説明があったのち、質疑応答や意見の交換が行なわれたが、その主なるものは、①交付金は補助金ではなく委託費である。国大協としては別経理として扱ってはどうか ②国大協として共通第1次入試の可否も決定していない現在の段階で、この予算配付(人員まで含めて)を受取るとは問題である ③とりあえず予算は受取っておくべきだ ④入試センターの性格をもった組織をつくらどうか ⑤入試準備調査室の如きものを設けるという意味で配付を受けたらどうか ⑥文部省案は、第2次能研テスト的なものであると考えられる心配があるので、実施する場合は、大学側のイニシアティブでやるような形にすべきだ ⑦差し当って調査費は、受けておいて後で詳しく実施方法を検討したらどうか ⑧紐をつけない自由な調査研究費として考えたらどうか ⑨この研究費を国大協が受

取るかどうかは理事会に諮って決定すべきである。

大略上記のような意見の交換があつて、この問題は結論を出さず、国大協としてさらに文部省と連絡をとりながら検討をすることとした。

(以上で、午前の会議を閉じ、文部省側退席)

(午後1時再会)

2. 共通第1次入試に関するアンケート(案)の作成について

初めに、松永、川村両委員がそれぞれ提案された別紙「共通第1次入学試験に関するアンケート(案)」について説明があり、続いて、意見の交換を行なったが、この案の審議は後日改めて行なうこととし、本日は先ず、昨年3月以来10数回の会合を開いて検討を重ねて来た共通第1次入試の可否、実施方法などについての構想が一応別紙「全国共通第1次試験に関するまとめ」のとおり、とりまとめができてきたので、この原案について審議し、修正点の検討をすることとした。

初めに、加藤(陸)委員より指摘された箇所^の修正と榊原三重大学長からの意見の紹介があり、続いて、その各項目について検討の結果、別紙のとおり、一部字句の修正をした。なお、「まとめ」だけの文章を読んだだけでは理解できにくい点があるので、そのような恐れのある項については、別紙とするかあるいはその文章の後の部分に解説的な文をつけることとし、その原案を松永委員に依頼することとした。

3. 今後の検討のすすめ方について

委員長より、今後どのようにこの問題の検討をすすめていくべきかと諮られたところ、

①アンケートをとって具合が悪い結果が出た場合どうするか。②受験生側の負担が軽減されないで却って改悪にならないか等の意見があったが、討議の結果、つぎのとおりすることとした。

- (1) とりあえず各大学からアンケートをとって、その結果をみて検討を進める。
- (2) 前記「まとめ」に補足的説明をつけると同時に、基本構想にしたがって、全国立大学が第1次試験を共通に行なうことになった場合、受験生と大学の教職員それぞれの立場から見た大学の入学試験の様態についての概略説明を統委員に作成してもらい、「まとめ」に添付して各大学へ送付することとした。
- (3) 必ずしも今回のアンケートの結果のみにこだわらず、当委員会は継続して検討を続けること。
- (4) アンケートの回答は11月の初めまでにとりまとめをすること。

4. 入試改善に関する研究調査の予算（配当人員の問題を含む）について

午前に引き続き、この問題に関し、つぎのような点について意見の交換をした。

- (1) 9月4日の理事会・大学運営協議会には、「共通第1次入試」の実施を前提としない条件ならば、文部省から研究費の配付を受けてもよいという意見を述べたらどうか。
- (2) 時期尚早で引受けられない。
- (3) 当委員会に専門委員会を置き、国大協から各大学へ引受けを委託する形をとったらどうか。
- (4) 予算は、国大協の委員会を通して、チームをつくっている各大学へ配分する方法

はどうか。

- (5) 実際に活動するチームをつくって検討することを引受ける大学があるかどうか疑問である。
- (6) 配当人員（主として教官15名）の問題は、十分検討する必要がある。
- (7) 国立大学入学試験問題準備調査室の如きものを設け、定員は教官でなく事務官としてはどうか。（2、3名程度の事務官なら見込みがあるが15人は無理であり、共同利用のセンターの如きものができればよいと思う。）

○ 次回小委員会

9月7日（木）午前10時30分～午後5時
議 題

共通第1次入試に関する研究調査の「とりまとめ」とアンケート（案）について

(17) 教員養成制度特別委員会議事要録

日 時 昭和47年10月20日（金）午前10時～午後3時

場 所 学生会分館3号室

出席者 飯島委員長

船山、大田、鎌田、芦田、村上、池田、戸田、岸田、谷口、小野各委員
未吉臨時委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

1. 教員養成制度に関する調査研究報告書(案)について

委員長より開会の挨拶につづいて、本日はまず「教員養成制度に関する調査研究報告書(案)」に対する各大学の意見がよせられたが、それをどのようにまとめ、どのように取

り扱うか、できれば各大学の意見を取り入れ11月の総会には正式の報告書として提出したい。各大学の意見を小委員の方で検討いただいたので各小委員からその結果を伺ったうえで、各大学の意見の取りまとめ方、それに伴う修正のあり方をご検討いただきたい。つぎにこの報告書により教員養成制度のあらましの現状分析ができたわけであるが、第2段の作業として今後どのように検討をすすめるか話し合ってほしいと述べられた。

ついで各小委員より、各大学からよせられた意見書を検討した結果につき主につぎのように報告があった。

- 全体の論旨については賛成である。
- 現状の分析はわかるが、具体的な方向を示すべきではないか。
- 教育科学とは何か、明らかにされたい。
- 養護学校教員の取り扱いとは別個に検討すべきである。
- 教育実習について協力校の実状、問題点をあげ改善策を講ずべきではないか。
- 教員養成の問題と直接の関係はないが、社会教育講座や産業教育大学を設けること。これは現在の教員養成の大学制度の弱いところである。
- 教員養成制度に関連する大学院制度の理想的なあり方についての意見をまとめておくべきではないか。
- 付属学校教官の身分の確立、施設の充実に等について基準を設けるべきではないか。
- 教員の待遇を改善すること。
- 大学の格差是正という観点と併せて教員養成の問題を展開してゆくべきではないか。
- 夜間大学を設け、現職教員の研修などに

大学の施設を開放すべきではないか。

- 国大協は教大協とも連携をとり、双方の見解を明らかにする必要がある。
- 高等学校教員の資格を修士課程修了者とすることについては賛否両論がある。
- 幼児教育、盲・聾・養護教育等の特殊な教員養成に関する意見がかなり重点的に出されている。
など多くの意見がよせられている。

つづいて、委員長より、この報告書（案）に対する各大学の意見は、従来のアンケートと違って各大学とも専門の教官が詳細に検討したうえで出されたものと見られる。今後も小委員の方で検討をお願いするが、具体的な取り扱いとしては、諸般の情勢からして11月の総会には提出できるようにしたい。そのためには、明らかなミスプリントは訂正し、また、重要な修正点は取り入れること、その他の点については各大学の意見のうち重要な点を取りまとめる可能性があるかどうか、または、今回の報告書（案）に対する各大学の意見という形で別に報告書を作成するかの二つの方法があるが、理想からすれば前者の方法が望ましいと述べ、その作業の進め方については、本日の意見を考慮に入れての字句修正の点はそれぞれ担当の小委員の方でまとめ、全体的な委員長メモは委員長が作案し、小委員会の前に予めこの原案を各小委員会に送付し次回の小委員会において検討することにした。

次回（小委員会）は、10月27日（金）午後1時から東京大学教育学部小会議室（1階）において開催することとした。

2. 今後の委員会の作業方法について

委員長より本委員会としては今後の問題と

して

① 教員養成系における大学院の問題についての考え方。

② 師範大学の構想について。

の二つの問題が当面考えられるが国大協として何かコメントするとすれば今のうちから検討しておかなければならないと思われるので、今後の審議方向について検討願いたいと述べられ、これについて意見交換があったのち、これからの作業の進め方について ①教員養成系における大学院をどうするか ②教員養成学部を設置基準の問題をどうするか の二つを取り上げ①の問題については末吉臨時委員②の問題については岩下委員に主査をお願いし、専門委員会を設けて検討を進めることにした。

3. その他の問題

(1) 新構想の教員養成大学については、委員長および鎌田委員が今後の情勢を集め本委員会に報告する。

なお、この問題については第1常置委員会および大学運営協議会研究部に大学の設置にかかわる基本の問題を含んでいるので検討方を申し入れる。

(2) 教員養成と地域との関係の問題が考えられるが、これについては大田委員の方で具体的な問題点の整理をする。

分校を学部によつてせよとする意見があり、分校の取扱いにつき再検討してほしいとの要望があった。

(3) この問題については第1常置委員会に検討方を申し入れることとした。

(18) 大学運営協議会議事要録

日時 昭和47年9月4日(月)午前10時～午後3時30分

場所 学士会分館6号室

出席者 加藤委員長(会長)

前田(副会長)、宮島、谷田、広根、池田、後藤、加藤(六)、大原、藤岡、都留、清水、倉田、中塚各委員

加藤(陸)、中川、今西、谷口、飯島、武田、柿内、雄川各臨時委員

外に、オブザーバーとして各理事

加藤委員長より、開会の挨拶があったのち、丁子事務局次長から会議資料の説明があって、議事に入った。

○ 大学改革の問題点に関するアンケートの決定について

初めに、鶴田事務局長から、配付資料「大学改革の問題点に関するアンケート(案)」によって、目次・アンケートの趣旨と目的・アンケート記入上の注意の説明があったが、これに対して「アンケートの趣旨と目的」の箇所を読んでも、目的がはっきり文面に出ていない感があるとの意見があって、協議の結果、その意味を文中にとり入れて修正することとし、了承され、雄川委員にその修正方を依頼した。

◎ 各研究部会アンケート案の説明報告

初めに、9月1日の研究部会合同会議で修正された箇所について、その主なる修正点を別紙修正表によって説明があり、ついで、各研究部会から、それぞれ各担当題目に関するアンケート案について、つぎのとおり説明があった。

○ 第1研究部会

担当項目

1. 大学の設置形式
2. 大学の機関
3. 大学の人事
4. 大学教育の計画的充実の方策

雄川主査より、別紙アンケート案により、上記の項目全般にわたって内容の概略説明があり、続いてつぎのような意見や質疑があった。

- ① 原案7頁の1行目「現行制度」の意味が各大学で正しく理解されるかどうか。
- ② 各大学よりの回答は、単純推計的に処理しないようにしてほしい。
- ③ アンケートの設問は説明とか理由をつけて、できるだけ答え易いようにしてほしい。
- ④ 付属学校の問題をとりあげてはどうか。
- ⑤ 事務職員の範囲は、どこまで含むか。
- ⑥ 原案12頁の〔問2〕と13頁の〔問3〕の設問の仕方を修正したい。
大略上記のような点について意見の交換をし、討議の結果、本日の意見を考慮に入れ、第1研究部会でさらに検討の上修正することとして承認された。

○ 第2研究部会

担当項目

1. 大学の格差是正
2. 教養部の問題
3. 大学院の問題
4. 研究・教育条件
5. 専門大学

宮島委員長より、別紙アンケート案により、今回の調査は、問題点をしばって将来

の改善につながるような問題だけをとりあげたと前置きされ、上記の項目全般にわたって設問とその内容について説明があり、続いて、つぎのような質疑応答があった。

- ① 「学部課程」と「専門的大学」の意義が明確さを欠いていないか。
- ② 設問があまり多いので、答えたくない問いには答えなくともよいという幅の広い問い方にしてはどうか。
- ③ (案) 8頁の〔問3〕のAの後半「人員、予算運営を別にする」を削除する。
- ④ (案) 15頁の「5. 専門的大学」の設問を別紙のとおり修正をする。
大略上記のような意見の交換があつて別紙のとおり修正して、承認された。

○ 第3研究部会

担当項目

1. 大学の多様化
2. 大学財政
3. 入学者選抜
4. 就職問題
5. 大学研究諸施設の開放
6. 大学外との研究上の協力
7. 研究資金・受託研究
8. 研究上の国際交流
9. 大学教育の財政
10. 大学教育における国際交流

武田主査より、別紙アンケート案により、9月1日の各研究部会合同会議で修正した箇所の説明があった後、上記の項目についてその設問と内容の概略説明があり、一部字句の修正があつて承認された。

○ 合同研究部会

担当項目

1. 学生の自主的団体

2. 学生の政治活動
3. 学生のストライキ
4. 学生の課外活動
5. 学内規律と学生の処分
6. 学生の生活環境
7. 育英奨学制度
8. 学生部のあり方

柿内（主査）委員

下沢，綿貫，渡部，中嶋各専門委員

第3研究部会

池田，後藤，武田（主査），田畑（主査）各委員

佐々木，福与，鈴木各専門委員

合同研究部会

三島専門委員

三島専門委員より，別紙アンケート案により，9月1日の研究部会合同会議の際の修正点の説明があった後，問題点のまとめ方の方針，設問のしかた，内容等について各項目にわたって概略説明があり，一部字句の修正をすることとして，承認された。

以上で，各研究部会の報告と修正点についての意見の交換が終り，別紙のとおり大学改革の問題点に関するアンケートが決定したので，事務局まで急印刷の上各大学へ発送することとした。なお，各研究部会で字句などの修正を要するところがあれば，本日中に事務局へ申し出てもらうこととした。

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より，前総会で，第3次大学問題の調査研究を行なうこととなり，ご多忙中を時間をさいてご検討をいただき，本日は部会間の調整を行ない，これに基づいてそれぞれ修正の上，9月1日にもう一度合同会議を開き，4日に大学運営協議会に諮ることとしたい旨挨拶があったのち，事務局から配付資料の説明があり，続いて，事務局長から他部会（第1，第2，第3）の審議進捗よく状況について説明があったあと，このアンケートは，まとまり次第各大学へ送付する予定になっているが，各研究部会のアンケートをまとめると90頁程度の印刷物になるので，各大学で調査や回答のためにコピーをとるとすればかなりの費用と手数を要するので，当協会で予め各大学の所要部数を問い合わせた上でこれを印刷し，実費をもって必要部数を送付することにしたいと諮られ，了承された。

(19) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日 時 昭和47年8月19日（土）午前10時～午後6時

場 所 学生会分館6号室

出席者 加藤会長

宮島（第2），谷田（第3），広根（合同）各研究部会長

第1研究部会

倉田，雄川（主査），山田（主査）各委員

伊藤，沢田，高田各専門委員

第2研究部会

○ 大学改革に関する各部会のアンケート(案) の検討と問題点の調整について

各部会からのアンケート（案）の審議に先だって，事務局長から，つぎの二点の説明があり，了承された。

(1) 大学改革に関するアンケート作成様式その他について

このことについては，配付資料6によって説明があった後，記入上の注意の第1案

「イ回答には、できるだけ大学としての統一見解をご記入願います。万一それが不可能な場合には部局の見解でもさしつかえありません。」と第2案の「イ回答は、それぞれの大学で適当な方法でご検討の上お答え下さい。」とについて討議した結果、できるだけ大学としての意見が知りたいので、その意味をとり入れることとして、つぎのとおり修正することとした。

記

「イ回答は、それぞれの大学で適当な方法でご検討の上、できるだけとりまとめた形でお答え下さい。」

(2) 大学改革の問題点に関するアンケート(案)について

このことについては、事務局長より配付資料「大学改革の問題点に関するアンケート(案)」によって、各大学へ依頼するアンケートの初めにこのような目次的のものを添付しておいてはどうかとその様式や内容について説明があり、検討の結果、つぎのとおり修正することとして、了承された。

- ① 標題の「趣旨・目的と調査項目」は、「目次」に改める。
- ② 「趣旨・目的」のところは、「まえがき」として雄川主査に案を依頼する。
- ③ 「記入上の注意」は、前の方へ移し、とくに、そのうち(ア)および(イ)は、「まえがき」の最後の方へとり入れて案を作る。

(3) 各部会の問題点とアンケート(案)の検討について

- ① 第1研究部会(大学の管理運営)
雄川主査より、第1研究部会でまとめ

られた別紙アンケート(案)によって各項目について説明があり、審議の結果、一部別紙のとおり字句の修正をした。

なお、この部会のアンケートの審議の際、各部会共通の形式上の問題として、設問番号を第1部会から合同部会まで全体を通じて通し番号に改めた方が調査や事務処理の上において便利になるとの提案があって各部会共了承され、事務局においてそのように改めることとした。

以上で、午前の会議を閉じ、午後1時10分再開(前半を宮島第2部会長、後半を会長が司会)。

議事再開の初めに当って、本日の会議は時間的に余裕がないので午後の審議の進め方は、あまり内容のこまかい点にまではふれないこととし、各部会共大体の趣旨程度を説明し、全体的に各部会の形式や問題点の調整を主として審議することを申し合わせた。

なお、アンケートの設問の説明的な前文は、なるべく簡略にし、また、回答の◎のつけ方は各部会とも同じ形式をとることに申し合わせをした。

② 第2研究部会(研究教育)

柿内主査より、第2研究部会でまとめられた別紙アンケート(案)によって各項目について説明があり審議の結果、別紙のとおり一部修正した。

(以下会長司会)

③ 第3研究部会(大学と社会)

初めに、武田主査より、第3研究部会でまとめられた別紙アンケート(案)によって、この案は昨日開催した第3研究部会でアンケートの様式や設問の内容、

選択肢等一部変更をしたと報告があり、続いて同主査、田畑主査および鈴木専門委員からそれぞれ別紙のとおり修正箇所と今後修正をしようとする箇所について説明があった。(時間の都合上、第3研究部会の修正点の説明は、同案8頁5行までとし、残った部分については次回研究部会合同会議の際説明することとした。)

④ 合同研究部会(学生)

三島委員より、合同研究部会でまとめられた別紙アンケート(案)によって説明があり、審議の結果、別紙のとおり一部修正したほか中味についてはなお次回に検討することとした。

⑤ 「まえがき」案について

雄川主査より、同主査が作成された別紙「まえがき」(案)によって説明があり、審議の結果、別紙のとおり一部字句の修正をしたが、さらに同主査が本日の意見を考慮に入れて次回合同会議までに作成の再修正をすることとした。

以上で、本日の会議を閉じ、各研究部会の修正案は8月24日までに事務局まで届けて貰うこととした。

(20) 大学運営協議会各研究部会 合同会議議事要録

日時 昭和47年9月1日(金) 午前10時~午後6時

場所 学生会分館6号室

出席者 加藤委員長(会長)

(第1研究部会) 今西部会長

加藤(陸)、雄川(主査)、山田(主査)

各委員

伊藤、沢田各専門委員

(第2研究部会) 宮島部会長

谷口、飯島各委員

下沢、堀口、綿貫、渡部、中島各専門委員

(第3研究部会) 谷田部会長

中川、後藤、田畑(主査)各委員

佐々木、福与、鈴木各専門委員

(合同研究部会) 広根部会長

三島、永松各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

加藤委員長より、開会の挨拶があつてのち、鶴田事務局長から、大学問題に関するアンケートの案は、去る8月19日の合同会議の意見にもとづいて、その後各研究部会で検討の結果、別紙案のとおり修正をしたので、本日はまず各部会から修正点の説明をきき、その上で意見の交換を行なって修正すべき点があれば、さらに修正をして最終的の成案にしたいと述べられた。

ついで、同局長作成のアンケートの依頼状(別紙資料……大学改革の問題点に関するアンケートについて)と「目次」およびアンケートの趣旨と目的」を朗読、審議の結果、いずれも了承され、続いて、各部会の修正したアンケート案の審議に入った。

○ 合同研究部会

綿貫、佐々木、鈴木、永松、三島各提案担当者からそれぞれ担当項目についての修正点の説明があり、続いて意見の交換を行なったところ、「4 課外活動」の項の初めの部分に「課外活動」の定義を入れてほしいとの希望があつたので、その定義をとり入れることとした。なお、このほか一部に字句や表現方法など修正を加えるところがあつたが、この

修正は担当部会に一任することとし、本日の合同会議が終了するまでに文案を整理・修正することとして了承された。(後刻部会長より修正個所の報告があったり了承された。)

○ 第3研究部会

田畑, 佐々木, 福与各作案者より, それぞれ担当項目についての修正点の説明があり, 続いて意見の交換や質疑応答の結果, 別紙のとおり字句, 表現の仕方など修正することとして了承された。(田畑委員より, とくに「1. 大学の多様化」の項はかなり大幅に修正した旨説明があった。)

○ 第1研究部会

雄川主査より, 第1研究部会担当の分については, 前回報告したものに一部字句の修正をした程度で, 大幅に変更したところはないと, 別紙案により修正個所の説明があって, 了承された。

○ 第2研究部会

下沢専門委員より, 第2研究部会担当の項目全般について修正個所の説明があり, 質疑応答や意見交換があった結果, 別紙のとおり一部字句や表現の仕方など修正して了承された。

以上のとおり, 各研究部会から修正報告があり, 討議の結果, 別紙のとおり一部修正してこの(案)を来たる9月4日の大学運営協議会に諮ることとした。

7. 11	火	10時	合同研究部会小委員会
7. 17	月	16時	保健体育に関する Working group
7. 18	火	14時	第1常置委員会大学格 差小委員会
7. 24	月	13時	第2研究部会小委員会
7. 25	火	13時	研究所特別委員会小委 員会
7. 26	水	11時	教養課程特別委員会
7. 28	金	10時30分	第3研究部会
7. 29	土	10時	第3研究部会
8. 3	木	11時	合同研究部会
8. 4	金	13時30分	第1研究部会
8. 7	月	10時	図書館特別委員会小委 員会
8. 7	月	18時	文部大臣との懇談会 (文部省主催)
8. 11	金	10時	第2研究部会
8. 12	土	10時	第2研究部会
8. 14	月	14時	研究所特別委員会専門 委員会
8. 18	金	13時	第3研究部会
8. 19	土	18時	大学運営協議会各研究 部会合同会議
8. 21	月	13時	第3常置委員会小委員 会
8. 24	木	14時	第2研究部会
8. 28	月	10時30分	入試調査特別委員会
9. 1	金	10時	大学運営協議会各研究 部会合同会議
9. 1	金	13時	図書館特別委員会小委 員会
9. 2	土	10時	第5常置委員会
9. 2	土	13時30分	図書館特別委員会
9. 4	月	9時30分	理事会

2. 諸 会 合

(7月1日~10月31日)

月	日	曜	時刻	会 議 名
7.	7	金	17時	第2研究部会小委員会
7.	10	月	14時	第1研究部会小委員会

9. 4 月 10時	大学運営協議会	10. 6 金 13時	理事会
9. 4 月 18時	文部大臣との懇談会	10. 16 月 13時30分	第1常置委員会大学格
9. 6 水 11時	入試に関して文部省との懇談会		差是正小委員会
9. 12 火 14時	第1常置委員会大学格差是正小委員会	10. 17 火 11時	第1常置委員会小委員会
9. 14 木 10時	入試調査特別委員会小委員会	10. 19 木 14時	大学卒業予定者就職問題懇談会(文部省主催)
9. 14 木 12時	研究所特別委員会専門委員会	10. 20 金 10時30分	教員養成制度特別委員会
9. 14 木 13時30分	第5常置委員会	10. 23 月 13時	教職員の厚生等に関する特別委員会
9. 14 木 14時	研究所特別委員会	10. 27 金 10時30分	第3常置委員会小委員会
9. 25 月 13時	第1常置委員会大学格差是正専門委員会打合せ会	10. 27 金 13時	第2常置委員会
9. 26 火 13時30分	第6常置委員会	10. 27 金 13時	教員養成制度特別委員会小委員会
9. 29 金 13時	第1常置委員会	10. 28 土 10時	入試期特別委員会
10. 2 月 14時	大学卒業予定者就職問題懇談会(文部省主催)	10. 31 火 10時	研究所特別委員会小委員会
10. 6 金 10時	第4常置委員会		

B 要 望 書

1. 昭和48年度予算に関する要望について

国立大学協会は、毎年度政府予算の編成に際し、国立大学の当面する諸問題のうち、とくに重点事項につき、その実現方について要望を重ねてきました。

今日、大学の使命を果たすためには、教育の質的向上を図るとともに、学術の急速な進歩に対応して、その研究の充実と水準の向上を図る必要があります。そのためには、現在大学における教職員の不足および施設設備の不備とその運営に要する経費の不足の実情にかんがみ、これらに対する財政的措置を講ずることが、当面の急務となっております。

については、昭和48年度予算の編成にあたりましては、次の重点施策に関し、別記要望事項について、何分のご配慮をお願いいたします

なお、国立大学教職員の定員削減については、従来からその適用除外を要望してきたところでありますが、昨年さらに昭和47年度以降においても定員の削減が行なわれることになり、これがため、各国立大学においては、教育と研究になお一層の支障をきたしておりますので、昭和48年度予算においては国立大学の特殊事情をとくと考慮され、研究・教育上不可欠な教職員の整備充実につき、あわせて特段のご配慮をお願いいたします。

記

I 大学における教育と研究の整備充実

II 学生の厚生補導の整備充実

III 附属病院の整備充実

昭和47年10月6日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

要 望 事 項

I 大学における教育と研究の整備充実

現在、大学における教育と研究を行なううえにおいて、もっとも欠陥となっていることは、教員の不足・施設設備の不備・研究費等の不足であって、そのため教育と研究の向上はもちろんこれを維持することさえ困難な状態である。したがって、これを充足するためには、大学における教育と研究の条件を整え、大学院・学部等の整備充実を図ることが緊要であるので、次の事項にかかる予算措置を要望する。

1 基準的教育研究費の充実

- (1) 教官当積算校費の増額
- (2) 学生当積算校費の増額
- (3) 教官研究旅費の増額
- (4) 図書館の維持運営費および設備費（図書費を含む。）の増額
- (5) 教育および研究設備の整備充実

2 大学院および学部等の整備充実

- (1) 大学院の整備充実
- (2) 講座・学科目の新設整備
- (3) 職員の増員（大学院・図書館の要員および研究機器の保持要員ならびに入学試験関係職員等の整備充実）

(4) 一般教養課程の整備充実（学科目の整備・実験助手の増員）

(5) 教員養成学部 of 整備充実

(6) 医学教育の整備充実

3 特別研究制度および附置研究所等の整備充実

(1) 在外研究員等の増員

(2) 科学研究費の増額

(3) 附置研究所等の整備充実（研究部門および附属研究施設の新設）

4 国際交流関係経費の増額（外国人教師・講師の増員と処遇の改善および留学生関係経費の増額等）

II 学生の厚生補導の整備充実

当面する学生問題に対応して、学生の教育および学内生活の充実を図るためには、教育環境を整備充実するとともに課程外における教育の充実等教育条件を改善する必要があるので、とくに、次の事項にかかる予算措置を要望する。

1 教官と学生との交歓等に要する経費の増額

2 課外活動に関する施設設備等に要する経費の増額

3 保健管理センターその他学生の健康管理に要する経費の増額

4 共同利用研修施設の設置

III 附属病院の整備充実

医学の進歩とこれに伴う制度の改善に即応するため、附属病院における診療体制および看護業務の整備充実ならびに病院教官等の処遇の改善を行なうとともに、医療設備を整備充実するため、次の事項にかかる予算措置を要望する。

1 病院教官等の増員および処遇の改善

2 看護業務要員の増員

3 医療設備の整備充実

要望先

文部省

稲葉文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養寺審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、三角会計課長、望月人事課長、吉川情報図書館課長、遠藤学生課長、手塚研究助成課長、斉藤医学教育課長、阿部教職員養成課長、七田学術課長、安嶋管理局長、菅野施設部長

大蔵省

植木大蔵大臣、吉国事務次官、相沢主計局長、辻主計局次長、青木主計官、篠沢主査

2. 外国人教師の処遇等の改善に関する要望書

昭和47年10月6日

国立大学協会

会長 加藤一郎

国立大学協会においては、かねてより大学の研究・教育における国際交流を活発に行なう方途について検討してまいりましたが、この度外国人教師の処遇等の改善について別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、別紙要望書の趣旨にそい適切な予算措置を講ぜられるよう格段のご配慮をお願いいたします。

（別紙）

外国人教師の処遇等の改善に関する要望書

大学の研究・教育における国際交流を一段と活発化することは、わが国の研究・教育水準の

向上に必要であるばかりでなく、国力の充実した今日においては、国際的学術文化向上のためわが国の果たすべき責務は、とくに増大しつつある。当協会はかねてより国際交流推進の方途について検討を行なっており、昨年度においては重点的課題として外国人留学生の受入れおよびわが国の大学学生の海外留学等に関する諸提案を行なってきた。

その後当協会は、引続き教官等の国際交流推進の方途について検討を進めているが、現在各国立大学が雇傭している外国人教師の処遇等の抜本的改善が刻下の急務であると考えられるので、とりあえず次の各事項について特段の措置を講ぜられるようここに強く要望する。

1. 外国人教師（講師を含む）の給与について

外国人教師の給与は、基本給、昇給制度、大学院調整手当等にわたって多くの問題があるが、次の各事項に述べる問題と相俟って、物質的な処遇がきわめて低く、これがため現在優秀な人材を得ることが甚だしく困難な状態になっている。

すなわち、例を現行の基本給について見れば、外国人教師の給与は、その処遇の面から見て比較的低い額に定められている。これをどのように調整するのが適切かということは慎重な検討を必要とする問題であるが、少くとも先進諸国からすぐれた教師を採用しようとする場合、現行の給与制度が重大な制約となっているのみならず、外国人教師の給与に昇給規程がないこともこれに拍車をかけている。

また、さらに国立大学において大学院の講義を外国人教師に担当させる場合に、調整手当を支給する規程がないことも人材の確保を困難にしている。

政府におかれては、以上の事情をとくと考慮され、基本給増額、昇給および大学院調整手当に関する諸規程の改正を行なうとともに、適切な予算措置を講ぜられたい。

2. 赴任および帰国旅費等について

外国人教師の赴任および帰国に際して支給される旅費は、現行の規定では本人の航空賃、鉄道賃、日当宿泊料その他旅行の手続等に要する経費のほか、家族についても本人とほぼ同様の旅費が支給されるが、これは外国人の国費留学生と同じ扱いであって、家財の運搬等に要する移転料が含まれていないことは、教師の赴任旅費としては、まことに片手落であるといわざるを得ない。

また、外国人教師で一定の期間をこえて在職した者に対して、研修等を目的とした一時帰国のための旅費を支給することが望ましく、これを支給することは外国人教師の資質をたかめるばかりでなく、教育に対する熱意を高めるために有効であると考えられるので、これらの2点について早急に適切な予算措置を講ぜられたい。

3. 外国人教師の退職金について

外国人教師の退職金は、現行の規定では3年以上勤務した者に支給されるが、招へい期間が原則として2年と定められているのは規定が矛盾していると思われるので、招へい期間と整一するか、または日本人教官と同様に1年以上在職すれば支給できるように改正されたい。

4. 外国人教師の研究費および研究旅費について

外国人教師には教官研究費および研究旅費の予算がないので、やむを得ず一般校費中の教官研究費および研究旅費の一部を流用する

場合が少なくない。このことは外国人教師の研究意欲と教育効果を減殺することになるので、外国人教師に対して研究費および旅費を別途支給するよう予算措置を講ぜられたい。

5. 外国人教師の宿舎について

外国人教師の宿舎については、適当な施設のある一般教職員の宿舎を充当することが原則であるが、現状ではその余裕もなく、借上費用の支出、施設の整備等について各大学とも苦心しているので、宿舎確保のための予算についてとくに配慮せられたい。

6. 外国人教師の研究室について

外国人教師の研究室については、一般教官定員に含まれていないために、教官研究室の基準面積中に算入されていない。

したがって、一般教官の定員を算出基礎として造られている施設を外国人教師と共用せざるをえない実状にあるため、一般教官はもちろん、とくに外国人教師の研究と教育に甚だしく支障をきたしている。殊に多数の外国人教師を招へいしている大学においては、その圧迫が一層深刻となっているので、外国人教師のための研究室の面積を確保できるよう基準面積の算出方法に改正を加えられたい。

7. 外国人教師の身分および名称について

外国人教師の身分は、国家公務員とされているが、一般の国家公務員に適用される諸法令がそのまま適用されない部分もあって、その性格が明確でない。また外国人教師は、現状においてはその大部分が語学教師であることもあって、一応教師の職名が用いられているが、身分名称とも外国人教員を遇するにふさわしいものとはいえない。

これらの点については、当協会においても今後引き続き検討することになっているが、

関係当局におかれても外国人教師の身分、名称の改善について検討されるよう要望する。

要望先

文部省

稲葉文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養寺審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、三角会計課長、望月人事課長、安嶋管理局長、菅野施設部長

大蔵省

植木大蔵大臣、吉国事務次官、相沢主計局長、辻主計局次長、青木主計官、篠沢主査

3. 大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書について

昭和47年10月6日

国立大学協会
会長 加藤 一郎

国立大学協会は、大学の研究教育における大学図書館の地位の重要性にかんがみ、かねてより特別委員会を設置し大学図書館の在り方について検討してまいりました。

このたびその結果に基づき別紙のとおり「大学図書館の振興についての昭和48年度予算に関する要望書」を提出いたします。については、国立大学図書館の現状と改革の緊要性をご高察の上、要望の実現方につき特段のご配慮をたまわりたくお願いいたします。

(別紙)

大学図書館の振興についての 昭和48年度予算に関する要望書

今日、大学図書館は、大学における研究上はもちろん、学生の学習、とくに学生の単位修得

上重要な役割を果たしており、これに対しさまざまな障害、なかんずく予算措置が十分でないために大学図書館本来の使命を全うしえないのが現状であります。

他方情報化時代に突入した現在、大学における教育と研究の振興を期するためには、情報管理の機関という重責を負う大学図書館は、今やその機能を根本的に刷新する必要があります。そのためには、近時急速に開発されつつあるさまざまな情報に関する機器・設備・技術 手段などを図書館体系のうちに積極的に導入することはもとより、図書館業務を科学化・合理化することが必須と考えられます。また、大学図書館に課せられているこのような機能は、広く内外に向けて開放されていなければなりません。例えば、大学図書館相互の協力の促進、あるいは地域別等による保存図書館の実現をはかることが必要であります。とりわけ大学図書館の機能を十分に発揮するためには、図書館職員的能力を伸長し、その資質を向上し、図書館経営に学問的基礎づけをあたえること、および図書館職員の人員の増強が欠くことのできない条件であります。このような条件がそろってはじめて大学図書館は、大学の教育と研究に積極的に寄与することが可能となるのであります。

以上述べた大学図書館の切実な問題を解決するためには、すでに本年7月国立大学図書館協議会から要望されている諸事項についての措置が極めて必要であります。大学図書館についての緊急な振興方策として、次の要望事項につき速やかに改善の措置をとられますよう、とくに要望いたします。

要 望 事 項

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置（第一次計画）

(1) 図書館維持費の増額

昭和48年度には現在使用されている維持費の実額の半額以上を確保する。

(2) 図書購入費の増額

昭和48年度には前年度の最低 100%を増額する。

(3) 図書館職員の増員

第一次計画として、大学図書館の定員増の必要のうち、当面大学の教育・研究の機能に直接必要な参考業務担当職員を中心として昭和48年度から2カ年計画で、各年度ごとに最低76名を計画的に増員・配置する。

2. 図書館近代化のための施設・設備費についての予算措置

図書館近代化のための施設・設備費、とくに、保存図書館の設置、学術情報の広地域にわたるネット・ワークの整備のごとき総合的近代化組織のための経費。昭和49年度よりの実施を目途として、しかるべき機関を設け、48年度は調査費として 3,000千円を要求する。

3. 大学図書館振興のための研究施設の整備と図書館学研究体制の拡充強化

(1) 大学図書館に図書館学研究施設ないしはこれに類する研究的組織を設置する。この施設または組織は、大学図書館の規模・特質ならびに大学自体の発展計画等にもとづき大学図書館経営に関する全国的、国際的な情報の交換協力のための研究的機能もち得ることを目途として、計画的に漸次設置することが緊要である。

(2) 図書館学の講座・科目および大学院研究科を計画的に整備するとともに、図書館学の内容的充実・発展のための適切な措置を講じることが肝要である。

- (3) 大学図書館経営に図書館学・情報科学等の諸分野を背景とする専門的要素を飛躍的に強化する必要に対応して司書職制度の確立をはかるため、その具体的検討を推進することが必要である。

昭和47年10月6日

国立大学協会会長 加藤 一郎

理 由 書

1. 大学図書館予算および人員の不足を緊急に補充するための措置（第一次計画）

(1) 図書館維持費の増額について

大学図書館は現在の定員措置のもとでは、その業務の遂行のために多数の非常勤職員の雇用を余儀なくされる。近年賃金水準の上昇は著しく、このために賃金に支出される金額は年々激増している。賃金支出の図書館運営費中に占める比率は、逐年上昇し、本国立大学協会図書館特別委員会の調査〔中央図書館（分館を含む）のみについて実施〕によっても、昭和45年度決算でみて、約42%の多きに達している。他方、諸物価の高騰にもとづき、備品費・消耗品費・印刷製本費等々への支出も増加している。国立大学協会上調査によれば、昭和46年度に文部省より配当の図書館維持費は、前年度の大学図書館の経常的経費の決算と対比してみても、約25%にしかあたらない。残りは、各大学がその積算校費中より移算する振替支出に頼らざるをえない。その後も賃金や諸物価の高騰は止むことがないから、大学図書館は、時代の要請に答えるための業務の改善・発展はおろか、その現状の維持、日常の業務においてすら差

し支える有様である。この窮境を打開し、将来への展望を切り開き、情報化時代における大学の教育・研究の差しせまった要請に答えるためには、遠い将来の施策は別として、さしあたり当面する緊急対策として、図書館維持費の大幅の増額が要望される。これによって、大学図書館が現在こうむりつつあるその運営費における窮迫は緩和されうるであろうし、またその将来の発展に向けての基盤が用意されうるであろう。なお、図書館維持費を決定するにあたり現在とられている3段階の格付けとその基準額の算定については、すでに大学図書館の現状に合致しないものが少なくないと思われるので、その是正が早急に検討され実施されることを、以上と合わせて希望したい。

(2) 図書購入費の増額について

最近時の図書・資料の価格の高騰は、とくに著しい。大学図書館による図書購入冊数は最近では停滞を余儀なくされ、ただ図書購入のための支出のみが不釣り合いに年々膨張を続けるのが普通となった。しかるに、文部省より配当の図書購入費はこれに対応せず、前記の国立大学協会調査によれば、大学図書館が支出する図書購入費総額の19%をみたとすにとどまる。そのほかは、ここでも積算校費からの支出によっている。このために大学予算がこうむる負担は重く、しかも大学が必要とする図書・資料の需要をみたとすに足りない。近時、大学図書館の利用はしだいに増加し、一方、新しい分野の新しい資料を要求する度合は急速に増加しつつある。学術情報の量が加速度的に増大し、教育にしても研究にしても、大学図書館による奉仕がますます痛感され

ようになった現在、図書購入費予算の大幅な増額が、とくに要望される。

(3) 図書館職員の増員

大学図書館の事務処理の現状においては情報・資料の急速な大量化や利用者の要求の多様化等に対応する人員増の措置が適切を欠くため、情報・資料の処理が停滞し、利用者からの要求に十分に答ええない実情にある。

大学図書館に対する不満の一因がここにあることは周知のとおりである。よって図書館職員の増員を計画化するとともにとくに当面、参考業務担当職員を中心として今後2カ年で各年度最低76名ずつ増員することがきわめて肝要である。

2. 図書館近代化のための施設・設備費についての予算措置

大学図書館の機械化・近代化に向けての施設・設備の整備は、これまでもなされなかったわけではないが、まだ散発的に手がつけられた程度にすぎない。これからはむしろ、組織的に拡充・整備のための計画をたて、これに向けて実施のための措置を積極的に講じるべきである。それとの関連において、保存図書館の構想が現実化されるべきであり、またこれにともない、大学図書館相互の協力を推進するための全国的規模あるいはブロック別規模でのネット・ワークが確立されるべきである。このような大学図書館の機械化・近代化のための広地域にわたる体系的整備は、もとより一挙に実現されるはずはなく、事前に調査と準備の期間が必要とされる。さしあたり、昭和48年度においては、内外の実態を明らかにしかつ学術情報の収集・処理機構の策案等のための調査費を予算化し、49年度以降

において実施にかかり、年次計画的に推進すべきである。

3. 大学図書館振興のための研究施設の整備と図書館学研究体制の拡充強化

(1) 大学図書館附置の図書館学研究施設の設置について

国立大学協会前記アンケート調査の結果によれば、大学図書館充実にかわりをもつ図書館学の拡充・強化については、70大学がこれを必要としており、その方策として、研究施設や附置研究所の設置を要望するものが54大学あり、そのうち、大学図書館に附属させることをよしとするものが26大学で第1位、学部附属をよしとするものが第2位で19大学等となっている。すでに本年度から東京大学図書館には先駆的な研究機関が設置されているが、これらの動向にかんがみると、緊急を要する大学図書館の充実に改革のためには、各大学の規模、特質に応じ、かつ大学自体の方針に従いつつ、全国的にこの種の研究施設またはこれに類する研究機関や機構を計画的に設置することが必要である。アンケートの中にも、教官身分の研究要員を図書館におく、研究助成奨励制度をつくるなどの意見があったが、参考とすべきものである。なおこれらの研究施設は、それぞれの大学図書館経営の改善や図書館職員の資質向上等に寄与するほか、その特質にもとづいて相互に協力しあい、さらに、国公私の大学図書館全般に対しても、また大学図書館についての国際的な研究情報の交換においても、協力活動を積極的に展開する基盤となることが期待される。

(2) 図書館学の講座・学科・科目等の新・増

設について

アンケートの結果によれば、図書館学の拡充・強化のため図書館学の講座または科目増設を必要とするもの63大学、大学院に図書館学研究科をおく必要があるとするもの55大学、国立図書館短期大学を4年制にする必要がありとするもの60大学となっている。また、図書館学専攻の研究者や大学教員の養成のために、図書館学講座・科目の増設を必要とするもの、および大学院に図書館学研究科を必要とするものがともに57大学となっている。これらの動向よりみると、大学の教育および研究を学術情報の流通処理という観点から、時代の進運にふさわしい方向へ改善していくためには、各大学自体の要望を尊重しつつ、計画的に図書館学の講座・学科・科目 課程等を増設し、年次的に大学院研究科を設置する政策を確立することが肝要である。図書館短期大学の4年制昇格が緊要であることについてはいうまでもない。そしてこれらの過程のなかでわが国の図書館学そのものの発展も期待される。

(3) 司書職制度の確立について

大学図書館が、大学の教育・研究上の幅広い要求と、学生の多様な要求に答えうるためには、図書館経営についての高度の専門的知識・技能・見識をもつ司書がそれぞれの業務に適切に配置され、大学図書館の日常の業務の中で旧弊にとどまるごとき経営方法を改善・改革していくことが必要で

あることはいうまでもない。司書職制の確立については、今回のアンケートでは、「その他」の項目の中で4大学が述べているが、大学図書館司書職の必要性については、国立大学図書館協議会が全国的な要望として昭和29年度以来、陳情を重ねており、昭和36年および39年の日本学術会議の政府に対する勧告においては専門職制の確立が強調されているものである。また、国立大学協会図書館特別委員会が昭和45年に作成した「大学の研究・教育に関する図書館の在り方とその改革について」（第一次報告）の中でもこのことが強調されており、そしてこの必要性は最近ますます緊要の度を加えつつある。しかるに、このことが今日なお実現の段階に至っていないことは、大学図書館の近代化と改革の推進にとってきわめて重大な阻害条件となっているというべきである。この点についての緊急な措置が切望されるゆえんである。

要望先

文部省

稲葉文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養寺審議官、笠木審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、三角会計課長、望月人事課長、吉川情報図書館課長、安嶋管理局長、菅野施設部長

大蔵省

植木大蔵大臣、吉国事務次官、相沢主計局長、辻主計局次長、青木主計官、篠沢主査

C 資 料

1. 「全国共通第1次試験に関するまとめ」についてのアンケート(照会)

国大協総第90号
昭和47年9月20日

各国立大学長殿

国立大学協会
入試調査特別委員会

委員長 前田 敏男

昭和45年12月国立大学協会第2常置委員会は国立大学共通第1次試験について調査検討することを国立大学にアンケートし、その結果圧倒的多数の賛成を得ましたので、昭和46年2月19日の理事会の決定により、同年3月本特別委員会が発足いたしました。

本特別委員会は、設置以来今日まで18回の委員会・小委員会を開き、鋭意その具体像につき審議して参りました。そして、その基本構想・利用方法・共通第1次試験成績を用いることの利点・今後の方策などについて、別紙(2)の「全国共通第1次試験に関するまとめ」を中間的に作成しました。

この「まとめ」は、今後研究を要する点を多々含んでおり、なお、検討を継続する必要があるものでありますが、この段階で、各大学・学部からのご意見を承ることが適当と考えました。

つきましては、上記「まとめ」に関連して、別紙(1)のアンケートに対して貴学における学部別(教養部を含む)のご意見をご回答頂きたく

ご多用中とは存じますが、来たる10月25日までにご回答下さるよう何分のご協力をお願い申し上げます。

(別紙1)

「全国共通第1次試験に関するまとめ」についてのアンケート

(貴名) 大学 ・ 学部

A 「まとめ」の構想に対する総括のご意見

(注) 番号に○印を附し、また※印の附記してある番号をチェックしたときは、下の枠内に詳記して下さい。

- 1 本構想に賛成で、さらに具体化へ前進をのぞむ。(※具体化に対する希望)
- 2 ほぼ賛成だが一部変更を要する。(※変更を要する事項)
- 3 趣旨には賛成だが、なお、大幅の変更を要する。(※変更を要する諸点)
- 4 趣旨はわかるが、現段階では賛否を表しがたい。
- 5 内容にわからない点があり、判断できない。(※わからない点)
- 6 本構想には不賛成であり、現行の方式のまままでよい。
- 7 本構想には不賛成であり、現行の方式の改善までよい。(※改善を要する点)
- 8 本構想および現行の方式以外の別個の方式によるべきである。(※その方式)

[詳記欄]

B 「まとめ」の個々の事項に対するご意見

C その他

1. 本構想は現行の一期・二期校の入試制度がそのままでも、あてはめられるようになっていますが、貴学の現在の試験期に関連して、特に、この構想にご意見があれば下の枠内におのべ下さい。
2. 本構想の第2次試験について、特にご意見があれば下の枠内におのべ下さい。

(別紙2)

全国共通第1次試験に関するまとめ

昭和47年9月14日

入試調査特別委員会

入試調査特別委員会は、全国立大学における全国共通第1次試験の可否、方法の検討を目的として発足し、昨年3月10日の第1回以来、18回の委員会・小委員会を開いた。これはこれまでの討議の結果を整理したものである。

1 全国共通第1次試験の基本構想

- (1) 原則として、各大学・各学部の性格に応じた第2次試験を行なうことを前提として、大学の受験生に全国共通の第1次試験を課する。
- (2) 共通第1次の試験期は12月または1月頃、試験日数は2、3日程度とする。
期日は各大学で行なう第2次試験期日(1期校3月上旬、2期校3月下旬)を基準として、共通第1次試験の採点、集計、整理、各大学への通知等に要する日数を考えて逆算して決めたものである。
- (3) 受験生は、1期校・2期校ともに、共通第1次試験以前に志望大学へ願書を提出する。
- (4) 共通第1次試験は少なくとも5教科とする。教科は各大学共通とし、科目指定を行わず、教科内科目は受験生の選択とする。
- (5) 出題には低水準の問題から高水準の問題まで含める。各大学には問題番号別の点数まで通知する。
大学又は学部の方針によって、自由に問題の全部又は1部を利用できるよう考慮した。
- (6) 共通第1次試験は、入学試験の1部であり、なお、その結果を進学指導に利用させるものではないので、試験の結果は志望大学のみへ通知し、本人および高校には通知しない。試験の結果を進学指導に利用することは、大学および高校の格差を助長するおそれがあるからである。共通第1次試験で足切りをする場合、共通第1次試験の合格者をなるべく早く公表するとともに本人に通知すべきことは当然である。
- (7) 毎年その年の国立大学入学志望者全員に受験させる。
- (8) 試験問題の作成および選定には、多くの大学から作成委員および選定委員を選出し、その委員は毎年半数交代として、問題の傾向の固定化を防ぐ。
- (9) 予備問題を作成しておき、病気欠席者および試験実施の際事故の生じた場合の受験生に対して、期日を改めて追試験を行なう。追試験の点数は原則として最初の試験の点数と同等に扱う。
- (10) どの大学の志望者も各居住地地域の試験場で受験できる。
- (11) 膨大な数の答案の採点、集計のために、電子計算機を使用しなければならないの

で、試験は客観テスト（いわゆる〇×式）
たらざるを得ないが、今後の研究によつて、従来批判されているような客観テスト（〇×式）の欠点を除かれる希望はある。

(12) 共通第1次試験の問題作成、試験実施、採点、集計、成績の送付等のため相当多数の常勤職員を擁する機関、例えば国立大学の共同利用機関あるいは、法人格の民間団体等を必要とする。試験期以外には、試験問題の分析・研究等を行なう。

(13) 共通第1次試験の実施にあたっては、大学・高校の協力を必要とする。

この協力は、共通第1次試験を実施する際の試験事務、試験監督、試験場確保などを意味する。

(14) 各大学においては、第2次試験に際しての試験教科目の減少、場合によっては受験者数の制限（足切り）の行なわれるところもあり、共通第1次試験、第2次試験を合わせても、入学試験に関する労力は現行にくらべ必ずしも増大しないであろう。なお、共通第1次試験の経費は別途まかなう。

(15) 試験実施における事故に対する法的、行政的責任の所在を明らかにしておく。

2 共通第1次試験結果の利用方法

(1) 共通第1次試験の結果は、各大学で行なう第2次試験の結果と組合わせて評価するのが原則とし、組合わせの方法は各大学の自由である。各大学の組合わせの方法は原則として公表しない。

(2) 志願者の非常に多い場合は共通第1次試験の結果で第2次試験の受験生の制限をすることもできる。その場合残った者の合否を第2次試験の結果のみから決めることは、共通第1次試験および第2次試験の組

合わせによってはじめて良い評価ができるという趣旨から望ましくない。

(3) 第2次試験を行わず、共通第1次試験の結果のみで合否を決定することもできるが、上記の理由で望ましくない。

(4) 調査書の取り扱いについては、別途に考える。

3 共通第1次試験を用いる方法の利点

(1) 共通第1次試験および第2次試験の組合わせによって、適切な評価ができる。すなわち、共通第1次試験では主として高校における学習の達成の程度を評価し、第2次試験は主として総合力、思考力等を評価し、さらに専門に対する適性をしらべて、それらを組合わせて評価するからである。

(2) 共通第1次試験の問題は衆知を集めて作成するので、機械的処理をする制約はあっても現行試験問題よりも良い問題ができると考えられる。現行の各大学での問題作成においては、従来出た問題を避けるなどのために自然不適當な問題も出さざるを得なくなり、ひいては受験技術的問題となり、高校を予備校化する結果となり高校教育をゆがめることになっている。共通第1次試験の問題は、1年に1組でよく、問題が作り易く、衆知を集めるので高校教育をそのような問題は除かれ、毎年委員が半数交代をすることによって、問題の傾向が固定化することが防がれる。したがって、受験生の高校における平素の学習の実力が表われ、受験準備で左右されにくい試験となり、これに各大学における綿密な第2次試験が加わることによって、現行の入学試験が一発勝負であり、その成績と入学後の成績との相関が低いという欠陥は解消する。

なお昭和48年度から、高校の学習課程が多様化しようとしており、その精神を生かした出題は1校のみではさらに困難になる。

- (3) 多人数の受験生のある場合、限られた期間内で採点するためには、良い問題を出したくとも出せないで、結局客観テスト(○×式)たらずるを得ないのが現状であるが、共通第1次試験で足切りを行なうこともでき、したがって、綿密な第2次試験を行なうことができる。
- (4) 各大学で行なう第2次試験は試験日数、科目数を減ずることができ、大学の立場での出題採点が容易であり、入試の労力も減ずることもできる。

4 今後の方策

以上調査研究の結果、今後さらに次の諸点について検討する必要がある。

(1) 研究

- (a) 採点に電子計算機が使用でき、しかも従来批判されているような客観テスト(○×式)の欠点が除かれた“良い問題”を作るという研究をしなければならない。

2～3年を目標にこの研究を行なう。

- (b) 各教科につき専門委員会を設ける。専門委員会の委員長の属する大学から文部省に研究費を要求し、国立大学協会があっせんする。
- (c) 国立大学附置共同利用入試研究センターを設置する。これが設置された場合の(b)の専門委員会は、このセンターに属せしめる。
- (2) 共通第1次試験の大規模の実施機関については今後さらに検討する。
- (3) さしあたり、共通第1次試験を希望する

大学が各地区にわたって相当数ある場合には、それらの大学が連合して共通第1次試験を実施する。その場合、出題、採点には当該大学以外の教官が応援するよう国立大学協会があっせんする。この場合の出題は、その採点が必ずしも電子計算機にかかるものでなくてもよい。

入試費用の従来以上の増加分は当該大学から文部省に要求し、国立大学協会があっせんする。

入試研究センターが設立されていれば、それを通じて他大学教官の応援をうけることができる。

[附録]

基本構想により予想される各国立大学ごとの入学試験全体の様態(概要)

「まとめ」1の基本構想にしたがって、国立大学が第1次試験を共通問題で行なうことになった場合、受験生、高校側および大学の教職員それぞれの立場から見て、大学の入学試験(共通第1次試験、第2次試験を含めて)が、どのような様態のものとなると予想されるかその概要を述べておく必要がある。

[1] 受験生の側から見た場合

- (1) 出願—受験生は、国立大学のうち、その志望する大学に対して、共通第1次試験の前に出願する。

1) 出願期日：概ね12月1日～10日の頃となろう。

2) 出願大学数：現行の1期2期制が続くかぎり、1期校から1大学、2期校から1大学を選んで出願できる。出願手続はそれぞれの大学に対して別個に行なう。

3) 受験票：出願に対して、各大学の第2次試験の受験票と、そのほかに、共通第

1次試験の実施機関から共通第1次試験の受験票とが送られてくる。

(2) 受 験

1) 共通第1次試験：居住地またはその近隣の試験場で受験する。

共通第1次試験の教科内科目の細部については現在、未検討である。

2) 第2次試験：志望大学の所在地で受験する。大学によっては、志願者が極端に多数であった場合などに、第2次試験の受験資格を制限（足切り）することがありうる。第2次試験のための日程、その他の通知は、出願した大学からなされる。

(3) 合格通知—特別の事情で第2次試験の受験資格を制限する大学の場合を除き、共通第1次試験の可否は通知（または公表）されない。第2次試験の結果を含めての合格不合格の発表（または通知）は従来通りである。

(4) その他

1) 共通第1次試験の内容：前述のように細部は未検討であるが、一般的にいて、高校における学習の成果を知るためのもので、平易ではあるが広範囲の内容を含むことになろう。多数の受験生の成績を処理する必要から、解答を電算機で処理できるような工夫がなされた出題となる。しかし、恐らく世間でいわれているような、単純・素朴な形での○×式ではないであろう。

2) 第2次試験の内容：これは各大学または各学部で独自の科目、独自の形式をとることになる。一般的には何ともいえない。しかし、少なくとも、共通第1次試

験の教科・科目そのままや、その中の若干について、いくらか程度を高くした内容のものに終ることは稀であろう。特殊な学部では、第2次試験は実技試験だけということもありうる。

[2] 高等学校側から見た場合

高等学校の教職員から見た場合、国立大学が共通問題で第1次試験を同一期日に行なっても、出願のための書類作成などの仕事には、ほとんど変化はないであろう。

調査書の作成は、従来通りか、あるいはむしろさらにおそい時期（例えば2月末）になることも考えられる。

公私立大学への併願などに伴う進学指導も従来と大差はないと考えられる。

ただし、国立大学に関しては、従来1期校のなかの複数大学、2期校のなかの複数大学へ一応出願しておき、志願者数などの状況をみて実際の受験大学を決定する、といったことはできなくなるので、その点ではむしろ事務量は減少するといえる。

[3] 大学の教官側から見た場合

(1) 共通第1次試験のための労力

1) 出題：全国立大学の教官の中から出題委員を出して委員会を構成して行なうので、各大学からは1～2名程度ということになろう。

2) 採点：電算機による処理を考えざるを得ないから、採点のための労力は皆無である。

3) 実施：受験生が居住地で受験する方式であるから、必ずしもそれぞれの大学を志望している者だけではないが、しかし、全国立大学の協力による試験であるので、直接の実施担当者は各国立大学の

教官が主体となるべきである。実施機関の併任の形で、高校の教官の協力も得て、受験場の設営、管理等をすることも考えられる。

(2) 第2次試験のための労力

1) 出題・採点：第2次試験は、各専門分野への適性を判定することが主たる目的となるから、多くの場合、試験科目の選定、出題、採点、結果の判定等は学部単位で行なわれることになろう。教養部の設置されている大学では、教養部教官の応援を求める学部も少なくないこととなろう。

2) 実施：大学全体として、すべて同一科目の試験を行なうというのは単科大学の場合が主となろうから、実施方法とは従来とは異なったものとなる。

3) 合否判定：共通第1次試験の成績の取扱い、第2次試験の成績の取扱い、調査書等の取扱いなど、すべて十分に検討しておく必要があるが、従来の労力に比べて特に増大するとは考えられない。

[4] 大学の入試事務担当者側から見た場合

(1) 共通第1次試験のための事務——大約次のような事務が考えられる。

1) 出願の受付：出願を受付け、そのコピーを共通第1次試験の実施機関に送付しなければならない。

2) 実施事務：所在地の受験場の確保（もしあれば同じ所在地の他の国立大学と協力して）実施体制の整備、問題用紙の受取りと保管、解答の保管と発送。

3) 共通第1次試験成績の処理：実施本部から送付された成績を、大学または学部の方針に従って、換算または選択集計

する。第2次試験の受験制限をする場合には、判定結果に基づき、本人への通知。

(2) 第2次試験のための事務——大学全体としての事務がそのままの形でどれだけ残るかは一般的には決められない。

1) 試験問題の印刷等

2) 試験場の準備

3) 合否判定資料の整備

4) 合格者の発表

などは恐らく共通部分として残るであろう。

(3) 共通第1次試験および第2次試験を行なうことに伴う事務上の変化

1) 調査書の受付：大学への出願の時期（12月頃）に調査書を提出させることは無理があるので、調査書は、共通第1次試験の成績が判明する頃までに提出させればよく、そのため、受験生の出身高校との間に連絡等の事務を別途行なうこととなろう。

2) 健康診断の時期等：調査書と同様、診断書の提出は別に行なわなければならないであろう。また、大学で健康診断を実施する場合にも、時期等に検討の要があるだろう。

2. 大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について（通知）

国大協総第106号

昭和47年10月28日

各国立大学長殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

このことについて去る10月25日各大学団体代表者の連名をもって、昭和48年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について、別紙(1)のとおり申し合わせを行ないました。

これは、かねてから就職問題に関する大学教育正常化のための当協会第3常置委員会ならびに総会における協議の趣旨に基づき、去る10月2日ならびに10月19日両度にわたる各大学団体関係者の懇談会の結果によるものであり、本年は上記申し合わせのほかにとくに各企業に対しこの申し合わせを遵守するよう文部大臣、労働大臣および経済諸団体に対し別紙(2)のとおり要望書を提出し緊急に特段の措置を講ぜられたく要請いたしました。ついては、各大学におかれても以上の経過をご諒承たまわり一層この趣旨の徹底をはかれるよう学内教職員はもちろん学生ならびに企業側に対し十分ご配慮くださるべく申し合わせの経過のご報告に兼ねてこの旨お願いいたします。

追って申し合わせの2の「10月1日以降実施を目途として行なう」ことについては、国立大学においては例年のとおり10月1日以降実施を厳守することにいたしますので、ご留意の上ご協力くださるようお願いいたします。

なお、このことにつきましては時日の関係上とり急ぎ上記の申し合わせをいたしました。が、来たる11月28日に開催の第51回総会において、改めてご報告しご追認を得る予定でありますので、悪しからずご了承のほど願います。

大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について（依頼）

国大協総第106号2

昭和47年10月28日

各事業者団体代表者殿

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学卒業者の就職につきましては、毎年格別のご配慮をたまり厚くお礼を申し上げます。

さて当協会におきましては、昭和48年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期について去る10月25日付各国公立大学団体代表者とともに別紙(1)のとおり申し合わせを行ない、また同日別紙(2)のとおり文部大臣、労働大臣ならびに経済諸団体各代表者に対し各企業におかれてもこの申し合わせを遵守くださるよう緊急に特段の措置を講ぜられたく要請いたしました。

つきましては、以上の趣旨をとくにご諒察たまわり、各大学において大学教育の正常化が守られ、ひいては採用者側の人材確保の要請にも応え得られますよう各企業の全面的なご理解とご協力を願いたく、貴団体傘下の各事業者などに対し格別のお取りはからいくださるようご依頼申しあげます。

（別紙1）

申し合わせの内容

国・公・私立の大学および短期大学の各協会・連盟は、それぞれの会員校の賛同を得て、昭和48年度の大学卒業予定者の就職に関して、下記のような申し合わせを行ない、大学側の責任

において、その実行に努めることを確認するとともに、求人側に対しこのことについて全面的協力を呼びかけることを決定した。

記

1. 就職事務は、事務系・技術系ともに、7月1日より前には一切行わないこと。
2. 求人側に対する卒業予定者の推薦は、10月1日以降実施を目途として行なうこと。

昭和47年10月25日

国立大学協会会長

加藤一郎

公立大学協会会長

団勝磨

日本私立大学連盟会長

佐藤朔

日本私立大学協会会長

稗方弘毅

私立大学懇話会会長

正田建次郎

国立短期大学協議会会長

博田五六

全国公立短期大学協会会長

各務虎雄

日本私立短期大学協会

会長代行

公江喜市郎

(別紙2)

大学卒業予定者の就職事務 開始時期等について

近年、大学に対し社会から人材養成がいちじりしく要請されるあまり、ともすると大学が就職のための場であると誤解されがちな風潮を醸成し、しかも、人材需要の激化とあいまって、学生の最終学年における修学に少なからぬ影響

をおよぼしていることは、まことに憂慮に耐えないところである。

本日、大学関係8団体は例年のとおり別紙の申し合わせを行なったが、今回さらに、この申し合わせの実効を期することを確認し、各大学に対して一層この趣旨の徹底をはかることとした。

文部省、労働省および経済諸団体においても各企業に対し、この申し合わせを遵守するよう緊急に特段の措置を講ぜられ、その実現を期せられることを要望する。

昭和47年10月25日

国立大学協会会長

加藤一郎

公立大学協会会長

団勝磨

日本私立大学連盟会長

佐藤朔

日本私立大学協会会長

稗方弘毅

私立大学懇話会会長

正田建次郎

国立短期大学協議会会長

博田五六

全国公立短期大学協会会長

各務虎雄

日本私立短期大学協会

会長代行

公江喜市郎

(注) 経済諸団体 経団連、日経連、同友会、
日本商工会議所、全国中小企業団体中央会

大学卒業予定者のための就職推 薦選考開始時期等について

国公立大学7団体代表者殿

国立大学協会

事務局長 鶴田 酒造雄

当協会においては、このたび標記の件に関し、各国立大学長および各事業者団体代表者に

対し、それぞれ別紙写のとおり通知ならびに依頼状を送付いたしましたのでご連絡いたします。

なお、貴団体関係のご通知も参考としてお知らせくださるようご依頼いたします。

窓

グラバー図譜編集あれこれ

本図譜は22年前渋沢敬三氏から当学部に寄贈され、横1/2m・縦1/3m余のケント紙805枚に画家達により描写された、極彩色の科学的写生の魚類・甲殻類の大部冊である。隠れた魚類学者でもあった著者の倉場富三郎氏は、維新の元勳達の擁護者であった英人トーマス・グラバーの子息トミー・グラバー氏（日本に帰化）で、大正元年から21年間、4人の画家に営々とこれを描画させた。終戦直後氏は自殺したが、遺書によってこれをただ一度の面識しかない渋沢氏に遺贈した。倉場氏はそのライフワークである宝物を、どうして渋沢氏に託したかは、この「一度の面会」に原因するものと思われて、甚だ感銘の深い出来事である。倉場氏はこの労作を如何に保存しようかと、おそらく長年月悩んだことと想像されるのである。

元来明治初期の長崎の英人グラバー・ホーム・リンガー・オルト達は、日本へ近代諸産業を輸入した創始者達であって、その残した産業・建築物・遺品等が次等に改変され散逸されて行くのは淋しいことであるが、この図譜が今回漸く出版されるに至ったのは、誠に意義深いことと云わねばならぬ。

実はこの大部冊が学部所有となつて以来、その印刷出版には大きな出費が予想されるため、一体いつになったら誰によって発刊されるものかと、甚だ心許なく永年秘かに憂いを懐いていた次第である。

本図譜は日本の四大魚譜の一であるが、その特長は、南方魚種の多数、色彩・斑紋の精緻、側面図以外の横断面・背腹面・鱗相の描写等である。カラー写真の発達した現代でも、これら各種を採集し、鮮度の高い時の色彩・斑紋を正確に撮影し集積することは決して並大抵の努力ではできない。

倉場氏の住居「グラバー邸」は、現在、「お蝶夫人ゆかりの地」と胡麻化しているが、ある時作家村松梢風氏が同氏に向い、「お蝶夫人と云うのは貴方のお母さんですね？」と尋ねたら、謹厳な倉場氏もただ黙ってにやにや笑っていた、とのことである。彼は長崎のために多年尽力したが、彼が作った「内外倶楽部」は女人禁制で、全く婦人トイレがなかったそうで、また諏訪神社の熱心な氏子でもあり、全く日本人になり切っていたと思われる。

彼はまた雲仙ゴルフ場を開設したが、その発会式では斬られ与三郎のお富さんではないが、「富さん、富さん」と大変な人気者であったそうで、謹厳な人柄の中にも人に親しまれる暖かい人物であったようだ。

第1巻のまえがきには少し魚譜作成当時の状況なども紹介したかったが、4人の画家中萩原魚仙と長谷川雪香（女流）はイニシアルが同じで区別できず、甲斐宗平画伯に大分御苦労をかけやっど識別した。また長谷川雪香と小田紫星はその略歴が全く不明で、目下調査を依頼している。

（長崎大学水産学部図譜編集委員長 田村 修）

D そ の 他

1 学長・役員・委員等の異動について

(1) 学長の交替

大学名	旧	新
茨城大学	市村正二 (事務取扱)	市村正二
名古屋工業大学	森島宗太郎	佐野幸吉
大阪教育大学	高橋陸男 (事務取扱)	高橋陸男

(2) 役員等の交替

○ 副会長

(旧) 和達清夫 (埼玉大学)

(新) 加藤六美 (東京工業大学)

○ 第6常置委員長

(旧) 加藤六美 (東京工業大学)

(新) 都留重人 (一橋大学)

(3) 特別委員会委員の選任について

委員会名	旧	新
科学技術行政	和達副会長	加藤 (東工大) 副会長
入試期	〃	〃
研究所	〃	〃
教職員等厚生	〃	〃
新設大学拡充	和達清夫 (埼玉大学)	石田寿郎 (事務取扱) (埼玉大学)
教員養成制度	〃	〃
入試調査	岩本喜一 (事務取扱) (三重大学)	榊原慎吾 (事務取扱) (三重大学)

(4) 教員委員の委属

第6常置委員会	(旧) 中林陸男 (東北大)
	(新) 和田正信 (東北大)
〃	(旧) 隅谷三喜男 (東京大)
	(新) 氏原正治郎 (〃)

入試調査特別委員会 (新) 細川藤次 (神戸大)

(5) 専門委員委嘱

第1常置委員会	(新) 白田貴郎 (千葉大)
〃	(新) 大嶋三男 (東京学芸大)
〃	(新) 遠藤輝明 (横浜国大)

2 続教授 (名古屋大学) への弔慰について

本協会第2常置委員会、入試期特別委員会、入試調査特別委員会の各委員であった続有恒教授の逝去に対し、国立大学協会よりとくにその功績に対し弔電及び10月23日の学部葬に際しては花輪を供呈し、弔意を表した。

3 寄贈図書

改革フォーラム No.25 東京大学
教員養成の改善方策について
児童生徒等の健康の保持増進に関する
施策について (中間報告) 以上文部省
大学改革の進展状況に関する調査

— 日米比較 —

国立国会図書館

昭和46年度 大阪教育大学教育研究所報 No. 7
大阪教育大学教育研究所

「財団法人 学徒援護会25年史」 学徒援護会
学位論文 第12集 昭和47年3月 徳島大学
研究紀要 第18集 昭和47年6月

新潟大学教育学部長岡分校

ユネスコ・アジア文化センター概要1971. 4～
1972. 3 ユネスコ・アジア文化センター

学生生活研究季報 Vol. 2—No. 1 東海大学

北方領土問題資料集

季刊北方領土 第4号

北方領土ハンドブック条約編	//	(第2分冊)
以上北方領土問題対策協議会	//	(第3分冊)
大学院制度特に博士課程に関する意見	日本育英会 '72	以上 日本育英会
大学入学者選抜方法に関する研究報告書 昭和47年度	社会調査研究所の紹介	(株)社会調査研究所
以上 岡山大学	学内通信(第3集)	広島大学
大学入学試験制度改革に関する報告	千葉大学留学生部——12年の歩み——	
大学基準協会		千葉大学
本学のあり方についての考察 愛知教育大	昭和46年度 大学入学者選抜に関する調査報告	
大学キリスト者 第47号 大学キリスト者	所報 No.33 10, 1971	私学教育研究所
日本育英会特別貸与奨学生候補者選考試験結果分析等報告書(第1分冊)		

窓

地 下 資 源 の 開 発

秋田大学鉱山学部附属地下資源研究施設は未利用地下資源の探査開発利用の研究をするため、昭和23年、当時の秋田鉱山専門学校に設立された。研究部門は第1部門、燃料金属非金属、第2部門、地下水温泉冷泉の2部門からなり前者は主として地学関係、後者は主として化学関係の研究が行なわれた。第1部門では当時、燃料の不足をきたしていたために石炭亜炭等の探査、開発の研究が行なわれていたが、燃料鉱床に関係あるグリーンタフは金属鉱床にも関係あることがわかり、黒鉱鉱床の探査にも研究が及んできた。また、非鉄金属鉱物の探査開発の研究はあまりなされていなかったが、秋田県下にはこの鉱床が随所に見つかりその方面の研究も行なわれてきた。一方第2部門では秋田県には奥羽山脈にそって火山性の温泉の外に海岸部には石油、天然ガスの付随水と思われる食塩泉等が多く、また、平野部の地下水の水質が悪く、飲料不適のものが多いため、温泉、冷泉を含めた地下水の水質の研究により、これらの開発にも尽くしてきた。鉱山公害、自然公害についても早くから調査を進めてきた。この2部門は単に各自の研究のほか、鉱山地質学科、燃料化学科と協同で青森、秋田両県で石油、天然ガス、地下水の探査開発を行なった。地質探査は第1部門と鉱山地質学科燃料鉱床学講座、物理探査は鉱山地質学科物理探査学講座、化学探査は第2部門と燃料化学科石油工学講座が分担し、地下水の時は本研究施設所有の試錐機で井戸を掘り、更に水質を検査し幾多の成果をあげた。

昭和27年11月からお茶の水女子大学構内における雑用水の井戸の掘さくが、採油学講座の援助により研究をかねて行なわれた。業者がいずれも失敗しているにもかかわらず、幾多の困難をのりこえ約700kl/日の水井戸の掘さくに成功した。また、同時に浅井戸掘さく上の多くの貴重なデータが得られたことはいまだに忘れることのできないものである。

しかし、最近地下資源の枯渇や公害問題が急に大きくなり、今後自然環境の保全なくして地下資源の探査開発はできなくなり、現在この方法の新しい研究を進めるべく態勢を整えている。この中には公害の起こる原因についての研究、更に未知の公害等の研究も含まれている。

(秋田大学鉱山学部附属地下資源研究施設施設長 教授 佐原良太郎)

能登半島海中農場に関する研究

海洋が秘める巨大な生物生産の可能性をどのようにして人類の将来に役立てるかは、21世紀をめざす科学の重要なテーマの一つであると考えられる。従来の水産業は、採集、捕獲を主とし、陸上の農業、林業、畜産業などに比較して、未だ非常に原始的な生産方法に依存している面が多いことは、衆知のことである。IBP-PM（国際生物学事業計画、海洋の生物生産）に加わって来た、我国海藻研究グループの新崎盛敏東京大学教授以下数名の我々と、石川県増殖試験場の海藻栽培グループ数名とが、互いに協力し合いながら、試みようとしている「海中農場」の調査研究は、稲や麦などの陸上作物と同じように、有用海藻類を「海の農場」で計画的に栽培管理し、将来の重要な食糧資源を確保するために必要な基礎研究をなすことを目的としている。そのため、有用な海藻類として、将来の大量栽培が予想される緑藻のウスバアオノリ、ヒトエグサ、味覚の優れたウップルイノリ（岩海苔）とアサクサノリ、アワビやサザエの飼料となるワカメ、ツルアラメなどの大型褐藻類など数種の海藻を、完全に人間の管理のもとで播種、養苗、移植、施肥、除藻、収穫、加工し得るような総合的基礎を確立することが必要である。

近く全面増改築が完成する金沢大学理学部の能登臨海実験所を中心に、能登半島沿岸にこの調査研究のモデル海域を設けることは、公害に汚染されない自然環境が保持されていると共に、地理的にも最も適当な場所であると考えられる。また、能登半島で海中農場が成立すれば、その豊かな自然環境を利用し、維持する無公害産業となるばかりでなく、地域住民の出稼ぎを防止する冬場の産業としても有効である。出稼ぎが過疎化に拍車をかけ家庭生活や児童の人間形成に及ぼす悪影響は、いまさらいうまでもないことである。

こうしたねらいで、我々の「能登半島海中農場に関する研究」は、有用藻類の生態、生理、生化学の各基礎的研究を総合的に進めると同時に、実際にワカメやアサクサノリの栽培に従事している石川県の水産関係のスタッフや栽培業者らとの共同研究も進めてゆきたいと考えている。すでに、新全国総合開発計画の能登半島総合調査の一環として、水産庁と石川県の行う調査の一つ「海中牧場造成調査」が、飼料海藻の栽培とアワビ、サザエの養殖を目的として始められようとしており、今後、基礎的研究と応用的研究とが協力し合いながら進められ、数年、あるいは十数年後には、「海中農場」「海中牧場」のいずれもが実現されることを願っている。今後とも、広く専門家の御指導と御協力が得られるよう、強く望んでおります。

（金沢大学理学部附属能登臨海実験所助手 池森雅彦）

編 集 後 記

- このたびは、特別寄稿として神戸商船大学平学長が同校開学当時の憶い出を偲ぶ記事を寄せられ、また窓欄には、長崎大田村教授、秋田大佐原教授、金沢大池森助手がそれぞれ興味深い記事を寄せられたことを感謝する。
- 事務局に長く勤務した二宮永蔵氏（会議担当主事）が退任し、狩野俊氏が後任となり、新たに小嶋勝巳氏が事務局員となった。二宮氏は東大在職中から国大協に関係が深く、古いことは同氏にきけというような人であった。
- 会館の増築工事もおかげさまで順調に進んでいる。

(C)